

令和4年9月8日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和4年決算審査特別委員会第1日目

令和4年9月8日(木)

出席議員(9名)

1番 叶内昌樹	7番 佐藤広幸
2番 荒澤広光	8番 叶内富夫
3番 伊藤欽一	9番 斎藤好彦
4番 小国浩文	10番 八鍬太
6番 奥山謙三	

欠席委員(1名)

5番 石山和春

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	住民税務課長補佐	森 英 利
副町長	鏡 裕 之	住民税務課長補佐	大 場 由美子
会計管理者	伊 藤 茂 樹	住民税務課主査	沼 澤 辰 成
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
健康福祉課長	鍛 冶 紀 邦	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
住民税務課長	沼 澤 一 征	健康福祉課係長	佐 藤 祐
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 鍬 俊 勝
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	地域整備課長補佐	大 場 君 博
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	地域整備課係長	松 本 正 人
総務課財政主査	佐 藤 拓	教育課長補佐	植 松 昌 人
教育課長	豊 岡 将 志	代表監査委員	齊 藤 徹
総務課長補佐	大 場 健 一	監査事務局長	相 馬 広 志
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算について

午後2時00分 開会

委員長 令和3年度一般会計並びに5特別会計1企業会計の決算審査特別委員会の委員長に互選されました小国でございます。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和3年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括審査し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

また、会議の都合上、説明員の交代のため休憩を3款ないし4款ごとに、一、二分程度取りますので併せてよろしくお願いたします。

認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いいたします。

(挙手あり)

総務課財政主査（朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

あしたは午前10時より開会します。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時22分 散会

令和4年9月9日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第2日目）

令和4年決算審査特別委員会第2日目

令和4年9月9日(金)

出席委員(9名)

1番 叶内昌樹	7番 佐藤広幸
2番 荒澤広光	8番 叶内富夫
3番 伊藤欽一	9番 奥山謙三
4番 小国浩文	10番 八鍬太
6番 斎藤好彦	

欠席委員(1名)

5番 石山和春

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	住民税務課長補佐	森 英 利
副町長	鏡 裕 之	住民税務課長補佐	大 場 由美子
会計管理者	伊 藤 茂 樹	住民税務課主査	沼 澤 辰 成
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
健康福祉課長	鍛 冶 紀 邦	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
住民税務課長	沼 澤 一 征	健康福祉課係長	佐 藤 祐
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 鍬 俊 勝
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	地域整備課長補佐	大 場 君 博
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	地域整備課係長	松 本 正 人
総務課財政主査	佐 藤 拓	教育課長補佐	植 松 昌 人
教育課長	豊 岡 将 志	代表監査委員	齊 藤 徹
総務課長補佐	大 場 健 一	監査事務局長	相 馬 広 志
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算について

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 これより、一般会計歳入質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

質疑ありませんか。

2番 おはようございます。

まず初めに、16、17ページの町たばこ税についてお聞きします。

このところ、世の中ですけれども、たばこ離れとか、町に関しては人口減というふうな流れだと思うんですけれども、令和2年度のたばこ税は2,012万7,000円で、令和3年度2,318万9,000円というふうな数字ですけれども、令和2年と比べて1.15倍ほど増えていますけれども、これはどういうふうな要因というふうな判断をしているかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 これにつきましては、たばこ本体の値上げに伴う、税率も上がったということが影響しているかと思えます。

2番 私も一つの要因はそれかなと思っています。もう一つの要因は、町内にコンビニさんができてから、そこでたばこの売上げはどうかかなと思っているんですけれども、その辺の数字、つかんでいれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 具体的な数字はちょっと持ち合わせていないのですみませんが、ファミリーマートに加えてニコットさんでもたばこを扱っているということもあるので、その点で増えているというふうに認識しております。

2番 町内には昔からの小さなお店屋さんがなくなっていますけれども、そういうふうなニコットさんとかコンビニさんとかありますので、そのたばこの状況、以前と比べてどうか、ぜひ一度調べておいていただきたいと思います。以上です。

委員長 答弁は要りませんか。

2番 必要ないです。

委員長 ほかにありませんか。

3番 16、17ページ、1-1-2固定資産税で、17ページの中の不納欠損額ということで21万9,000円、昨日も説明ありましたけれども、これ、9名23件ということで昨日説明あったと思いますけれども、これらの内容についてお伺いします。

住民税務課長 ただいまの固定資産税、9名23件の内容でございますが、生活保護に移ったというパターンと、分納はされているんですが、年金等の収入ぐらいしかないということで、家庭の経済状況を見るとこれ以上額を増やせないということで、生活状況を加味して、5年間経過したことによる不納欠損という中身でございます。

3番 ちなみに、9名おりますけれども、一番この9名の中で最高額、21万9,000円なので大したあれではないんですけれども、最高額というのはどのくらいになっていますか。

住民税務課長 最高といたしますと、1名当たり8万4,000円でございます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 38、39ページの16-2-1不動産売払収入、当初予算680万円に対しまして354万円というふうなところで、予算に対して半分ちょっと超えたところの数字ですけれども、これの要因を説明をお願いします。

総務課財政主査 ただいまの質問にお答えいたします。

土地売払収入については、当初予算では2件分の売払を見込んでおりましたが、実際に売れましたのは、ひだまり第2分譲地1区画になっておりますので、こちらの金額となっております。以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが34ページ、14-2-7教職員働き方改革推進事業補助金22万4,000円、入金されておるようすけれども、どういうふうな内容で来ているのか、そしてどういうふうな使われ方をしたのか、併せてお聞きしたいと思います。

教育課長 ご質問にあった教職員働き方改革推進事業補助金でありますけれども、こちらについては中学校の部活動の働き方改革を名目としまして、部活動指導員を配置した場合の補助金となります。

部活動については、サッカーであったり、ほかの部あるんですけれども、1時間当たり1,600円という単価が決まっています、こちらについて県では210時間を上限に3分の2の補助金が支出されております。先生方、土曜日でも平日も部活動あるわけですけれども、そういった部分で県で働き方改革を推進する補助金となっています。以上です。

9番 ありがとうございます。そういうような名目で来て、さらには時給1,600円云々というような話でありますけれども、そうしますと、実際指導された方にその金額は支払われたというような理解でいいのでしょうか。

教育課長 部活動指導員の方に直接、口座払いしているところです。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

1番 24ページの14-1-3農林水産業使用料でありますけれども、令和2年度は35万1,000円という形で、利用が16万円だったので、当初予算では18万1,000円となっておりますけれども、

調定額、収入と見ると25万7,000円と去年よりはアップしていて、温泉、テニスコート使用料等は減っているんですけども、多目的グラウンド使用料が2万4,600円、令和2年度は6,000円というあれですけども、このグラウンドの使用とテニスコートの使用的な利用はどのような形での数字なのかをお願いします。

まちづくり課長 失礼しました。最後のほう、ちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度お願いいたします。

1番 昨年度とテニスコート使用料と多目的グラウンド使用料の金額が大幅に違うんですけども、その点の説明をお願いします。

まちづくり課長 グラウンドにつきましては、昨年度、10月、11月に野球、あとは8月にサッカーで高校生、あとは地区のクラブチームとかそういった方たちが多く入っております。グラウンドのほうの野球では10月に50名、11月に20名、サッカーのほうですと8月に高校の合宿も含めて、あとは山形方面からの練習試合という報告も受けております。98人の方が利用されています。

テニスコートにつきましては、コロナが令和2年度とは若干ちょっとまた状況が違ってきているということもあって、トータル的に見て利用者数が増えているというような状況でちょっと把握しています。以上です。

1番 新庄市さんのほうで、小・中のテニスコートのほうは無料化になっていますけれども、そのような形で、ナイター設備も今回、舟形町は落とした上で、ある程度数字が上がっているという形なので、今後とも利用促進とかね、環境整備とか、この間見るとちょっとコケみたいなのが生まれているような状況ありますので、やっぱり利用者になるべく利用しやすい環境づくりをしてほしいので、その点よろしくをお願いいたします。

委員長 答弁。

まちづくり課長 テニスコートの維持管理につきましては、昨年ちょっとご質問とかご意見をいただいており、現場のほうには指示しているところでした。今後も現場の管理、環境整備等含めて現場のほうに指示してまいりたいと思います。利用の促進のほうを目指してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが24、25ページです。14-1-5教育使用料の中で、歴史民俗資料館使用料4万7,690円というふうにあります。金額もそうですけれども、人数的に何人ぐらい入ったのか、そしてまた前年と比べてどうだったのかをお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまの歴史民俗資料館使用料に関する利用者の状況ですけども、成果報告書の105ページにも載せてございますけれども、令和2年度については390名の利用がございました。令和3年度には563名ということで、若干ですけども、コロナ前に近づくように少し伸

びてきている状況でございます。以上です。

9番 ありがとうございます。あと、町内外の区別というのがちょっと分からないのですが、もし分かるようであれば教えていただきたいと思います。

教育課長 町内外の別がちょっとないんですけども、県内外でよろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

昨年度、県内については433名、県外については130名となっております。以上です。（「はい、了解」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

7番 それでは、20ページ、6款11項1目地方交付税、これで補正で3億6,600万円、去年が2億8,000万円ぐらいだったと思うんですけども、堅調に補正予算で地方交付税を頂いてきていると、こういうふうに見えるわけですけども、その要因について、どのような要因があって、まあ、いいことでしょうかから、説明をお願いしたいと思います。

総務課財政主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度の普通交付税につきましては大きな増となりましたが、要因としては、算定による新たな費目として地域デジタル社会推進費というものが新しく創設されました。それによって増となるというところが、まず1点。

続きまして、12月の国の補正予算で、地方負担の増額に対応するものとして追加交付がなされております。臨時の経済対策に関するものとして6,800万円ほど、その他臨時財政対策債という起債の償還に充てる基金として2,500万円ほど来ておりまして、合計1億円ほど12月に追加交付になっているのが要因となっております。以上です。

7番 そうしますと、今の説明の中で、説明のあった地方負担の増額という部分に関しては、つまりはこの物価高騰対策というふうには受け止めていいのかどうか質問いたします。

総務課財政主査 12月の国の補正予算でありました、国のコロナの経済対策でありましたりそういうことについて、当然、国の予算だけでなく地方負担も生じるというところで行われていますので、経済対策だけではありませんけれども、それも含めた国の予算の地方負担分ということで計上されております。

7番 去年が2億8,000万円ぐらいだったと記憶しているんですけども、今年は3億6,000万円ということで、数億円の補正予算が補正で上がってくるという、こういう決算の流れというのは今後も続くと思われるのか。つまり、要するにこういったものは想像できるんだったら当初予算でも対応できるのかなという気がするんですけども、毎年やっぱりこういう補正でこのぐらいの、2億円なり3億円なりというのが上がってくるが見込まれると考えているのか、そこら辺のところを質問いたします。

総務課財政主査 地方交付税につきましては、算定の方法が毎年若干ずつ変更になります。令和

3年度みたいに新しい費目が追加になったり、算定予算が変わったり、あと人口がですね、国調人口によっても算定が変わったりいたしますので、正確に当初予算の段階で算定することとはちょっと難しいということになっております。

それも含めまして9月の議会で、6月までに大体見込みが終わって、8月ぐらいに交付決定が来るんですけども、それを見越して9月の補正で毎回補正をさせていただいている。昨年度については追加分がありましたので、その後、1月の臨時議会でも追加補正をさせていただいたところでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

8番 16、17ページの固定資産税について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

固定資産税の不納欠損額が21万9,900円と、そして収入未済額が134万2,000円ほどあります。これを単純に割ってみますと、毎年、不納欠損を不納欠損で処理していくような形の収入未済額だなと感じています。ただ、9名の23件という形でありますけれども、これはもう固定化して、そして収納できる見込みがあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

住民税務課長 中には、一部固定化ということもある、ありますけれども、毎年同じような方ということはないです。以上です。

8番 その固定資産税の中で、空き家になっている方で、住所の連絡はつくんですけども、その後、全然音沙汰ないという方が何名ほどいるのか、その辺お伺いしたいと思います。

住民税務課長 空き家で、納税者に連絡つかないという世帯については、1世帯がある状況です。

8番 空き家で連絡できないの1世帯、あとはもう、9名だから8名の方は連絡ついて、毎年督促状を出しながらやっているというような形でありますけれども、我々民間なり会社でするともう、まあ、行政の場合だと5年、不納欠損という形で5年に1回、5年滞納すればもう前の年の、5年前の債権は放棄する、放棄というような形になりますけれども、普通、会社になればこれは不良債権ということで一括処理するんですけども、行政はそんなことできませんので、毎年やっぱりこのような手法で不納欠損、不納欠損で処理していくしかないのかなとは感じますけれども、その辺がやっぱり、法律でそうなっているとは思いますが、何かいい手がないのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

住民税務課長 町としては、やはり接点を数多く持ちながら、その家庭の状況等を加味して支払い能力の有無を判断して、5年の時効等を判断しているところでございます。

という回答で大丈夫ですか……、以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが26ページと27ページですけども、15-2-1総務費国庫補助金、この中に個人番号カード事業費補助金169万2,000円、次のページに行って、個人番号カード交付事務費補助金169万円というふうにあります。

まず、1つが交付事業、交付事務、まあ、補助金もらうのはどっちでもいいんだけど、どっちからもらってもいいんだけど、その違いと、この金額を令和3年度において受給するために、何枚発行したことによって来たのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 まず、事業費補助金につきましては、マイナンバーカードの発行数及び再発行数に応じて来るという補助金です。もう一方の事務費につきましては、それに伴う職員の時間外、会計年度任用職員の人件費、あとは外部に委託している場合は委託料などで事務費に來るというものでございます。（「枚数」の声あり）

枚数につきましては、トータルで、8月……（「1年間分」の声あり）すみません、ちょっと……。

今現在のトータルは分かるんですけども、ちょっとすみません、1年間の枚数は後ほど報告させていただきます。

9番 交付事業費にしても、事務費にしても、これは枚数に応じて来ているのではないんですか。この辺、ちょっと確認したかったんです。

住民税務課長 事業費については枚数で来るんですけども、事務費については、それに携わった職員の人件費、会計年度任用職員の人件費ということで、枚数に応じての算定ではないということです。事業費は枚数ですが、事務費については何枚であろうと、それに携わった人件費ということで国から来るということでございます。

9番 かえって何か分かんなくなってきたな。事務費については、発行枚数に関係なく、かかった分をそっくり国のほうに請求すればもらえるというような理解でいいんですか。

住民税務課長 簡単に言えばそうなんです、一日丸々それに携わっているということであればその経費が来ますが、うちの場合はマイナンバーカードの発行と並行して通常業務もしているということで、その辺は時間案分しながら申請して、それに補助金が充てられるという状況でございます。（「再質問終わったんだけどね、聞きたいのはよ、その事務費については……」の声あり）

委員長 暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

委員長 再開します。

ほかにありませんか。

2番 38、39ページの教育費寄附金について質問いたします。

令和2年度は140万円、令和3年度は230万円ということで、90万円ほど増額になっていますけれども、この230万円の内容についてお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまの教育費寄附金230万円についてお答えします。

寄附を5名頂いていまして、寄附採納者、寄附採納額を申し上げます。

株式会社斉藤工務店様より50万円、株式会社八鍬建設様より50万円、東京都港区の佐藤幸男様より30万円、有限会社舟形マッシュルーム様より50万円、株式会社大成技術コンサルタント様より50万円の合計230万円となっています。以上です。

2番 大変ありがたい寄附金ですので、今年度もぜひ頂けるような、私たちの声がけといいですか仕事の仕方もそうですけれども、職員の皆さんもこういうふうな寄附を頂けるような新たな気持ちでやるのがもらった方へのお礼かなと思っていますので、ぜひお互い頑張っていきたいと思います。以上です。

委員長 答弁は要りませんか。（「はい」の声あり）

その他ありませんか。

9番 44、45ページです。21－5雑入の中に、最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金150万円、この150万円をもらうための根拠といいですか、どういうふうなことでこの150万円が来ているのか教えていただきたいと思います。

住民税務課長 ドクターヘリ誘導業務につきましては、平日勤務中につきましては我々が行って誘導という形なんですけど、祝祭日、休日につきましては温泉の公社へ委託して行っております。その経費として150万円、これ、上限なんですけど、それをそっくり振興公社へ委託しているという補助金でございます。（「分かりました」の声あり）

委員長 よろしいですか。その他。

7番 それでは、46ページの22款の町債の大きい項目で質問いたします。

町債でマイナス2,000万円、2,030万円ということが出ております。一応、この令和3年度に8項目、目では8項目あるわけですけども、令和3年度に予定した事業に対して町債を起こさないといけないということで、37億8,000万円ほど予定しておったわけですけども、このマイナス2,000万円となったこの要因。

これは、私の想像では2つしか考えられないわけですけども、事業を縮小したか、それとも予定していた借金の分を国や県が補填してくれたかということになるろうかと思うんですけども、この要因について、まず質問したいというふうに思います。

総務課財政主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

町債全体で2,030万円の予算を減額補正しております。こちら、要因は様々ありまして、例えば減額の要因ですと、当初見込んでいた臨時財政対策債が1億3,000万円ほど見ていたのが6,800万円に減ったというところで、事業だけではなくて様々な要因が絡んでおります。事業についても、実績で借りますので、当初の計画で予算のほうは起債のほうも計上しておりますけれども、当然、請差出ますので、その分のかからなかった分は借りないというところで、

実績で減というところもございます。

個々には、多くの減額要因、例えばその請差であったりですね、急遽、補正予算債で補正しなくてはならないという増額の要因もございますので、一概に全部がしなかったというわけではないかと思えます。以上です。

7番 それで、次の質問ですけれども、例えばこの2,000万円、町債を起こさなかった、あるいは起こせなかったということで、款項目の目、8項目、総務債から災害復旧債まであるわけですけれども、この中で、この2,000万円という町債を起こせなかったことで予定した事業を起こせなかった、できなかったというような項目があるのかどうか質問いたします。

総務課財政主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

起債のほうは、起こせなかったわけではなくて、事業の金額が下がったので、必要ないので起こさないというところがまず前提でございます。ですので、起債が何らかの理由で起こせないで事業が中止になった、できなかったということはございません。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

1番 32ページ、補助金なんですけれども、2-2民生費県補助金でありますけれども、令和2年度は補正でマイナス100万円、今回は補正で156万7,000円とありますけれども、右側の備考のほうの4、児童福祉費補助金の備考欄のほうに、下に2項目、段階的負担軽減交付金と出産支援給付金とありますけれども、これは新しい事業で、今後ともこの補助金が受けられるというような認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 今ご質問にありました、新たな出てきている交付金であります、1つ目の山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金というものですけれども、こちらにつきましては山形県のほうで、3歳から5歳児の保育料については無償化になっているんですけれども、これから段階的に無償化を広げていくという考えの下で、ゼロ歳児から2歳児の3階層、4階層の子供に対してまずは無償化をスタートしたということで、ここで歳入のほうが出てきております。令和3年の9月からの制度でありますので、令和3年度で新たにできたということでもあります。

もう一点の出産支援給付金でありますけれども、こちらにつきましても、出産経費として出産一時金のほうがこれまで支払われていたんですけれども、それに加えて県のほうで5万8,000円を新たに追加で負担するという制度ができました。これに併せまして町のほうでも、一般財源のほうから5万8,000円を上限といたしまして支給するという制度も併せて新たに設けておりますので、出産に対する負担の軽減のほうに努めているところでございます。以上です。

委員長 いいですか。そのほかありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

説明員は速やかに交代してください。

午前10時44分 休憩

午前10時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 54、55ページ、2-1-1一般管理費の右側の備考の欄ですけれども、職員採用試験事業の中の職員競争試験委託料7万9,680円とありますけれども、まず初めに、この職員競争試験委託料というふうな内容をお聞きしたいと思います。

総務課長 こちらの競争試験委託料につきましては、県内の市町村で、全体ではありませんけれども、共通の試験方法を取っておりまして、共同、一緒の日ごとに試験を実施しております。そちらのことについて、県の機関のほうに委託をしているというふうな形になっています。

2番 その委託料ですけれども、令和2年と比較しまして1.9倍ほどの7万9,000円ですけれども、1.9倍に増額になっていますけれども、それはなぜ1.9倍も跳ね上がったのか、教えていただきたいと思います。

総務課長 昨年につきましては、2次募集を行いまして、試験を2回行ったものですから、その分、委託料が増額となっております。

2番 分かりました。内容は分かりました。それで、昨年、新規採用者が4名で……、すみません、令和2年が4名で、令和3年も4名というふうなところで採用されていますけれども、この4名の方は今現在も職務を行っているというふうな認識でよろしいでしょうか。

総務課長 はい、現在も職務に従事しております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

3番 58、59ページ、2-1-6まちづくり推進費の59ページの3番、地域おこし協力隊事業

304万6,387円、これについてお聞きします。成果表、成果本、成果報告書の5ページです。

ここに、地域おこし協力隊の中で事業内容、そしてその中で車両リース料ということがあります。この車両に関して、どんな車両をリースしているのかお聞きします。

まちづくり課長 こちらの車両のほうは、軽のライトバンをリースしているものとなっております。

3番 今、地域おこし協力隊、来ていただいて、ラ・テールをオープンしたということ、大変ありがたく思っているところであります。

それで、この成果表のその下に集落支援事業、この中で、長沢地区と舟形、富長・堀内は、ここでも恐らく1台ずつあると思うんですけども、この地域おこし協力隊、ここでは1台に関して消耗品燃料費14万9,707円あります。その下の集落支援事業の消耗品燃料費が14万9,316円、似たような金額になっているんですけども、車両に関して地域おこし協力隊は1台、集落支援は2台ということの判断からすると、この消耗品燃料費、ちょっとおかしくはないのかなというふうに思いますけれども、そこをお伺いします。

まちづくり課長 地域おこし協力隊のほうは、車をリース、先ほど言いました軽ライトバンをリースしているんですが、集落支援につきましては公用車を配置しています。ですので、たまたま金額が近いようになっているんですが、車の台数に関係したものではないといった内容となっております。

3番 公用車であれば、そちらのほうで燃料費、消耗品を全部支出するのであれば、ここの集落支援員の燃料費とは出てこなくてもいいのではないかと思うんですけども。

もし、公用車で全部、町のほうでそれをやっているのであれば、車だけ公用車で、燃料は集落支援員のほう、そちらのほうで出すのか。そこら辺のつじつまがちょっとよく分からないんですけども。

まちづくり課長 集落支援のほうにつきましては、車につきましては町の公用車なんですが、その燃料代を集落支援の事業のほうから支払っているものであります。

委員長 伊藤委員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に許可します。

3番 ありがとうございます。

今の説明からいくと、燃料費は集落支援事業のほうで出していると。これはだから、長沢と舟形地区1台、富長・堀内地区で1台だとすればこちらは2台で、地域おこし協力隊の分の車は1台で、2台と1台でその燃料費、消耗品が同じような金額というのはおかしいのではないかというようなことで、例えば2台で14万9,000円であれば、まあ半分とまでいかなかったも、もう少しこの地域おこし協力隊の消耗品とか燃料費は少なくて済むのではないかというような質問です。

委員長 暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 集落支援のほうの燃料につきましては、集落支援員の活動について全部が全部、集落支援の活動には、日頃の業務には該当していないものですから、4月と……、4月と6月分の2か月分だけ、集落支援の活動に該当する燃料費分だということで、2か月分をこの事業費から燃料費等を払っているものです。そのほかは、町のほうの燃料費で支払いをしている内容となっております。

そういったことから、ちょっと金額が、2台あるのに地域おこし協力隊の1台とそんなに変わらないんじゃないかというふうになってしまっているんですが、そういった、集落支援員のほうは2か月分の燃料費を払っているといった内容となっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 ページは50ページなんですけれども、50ページから進んで52ページのほうに行きます。

52、53の53ページ、18、負担金、補助及び交付金でありますけれども、このうちの備考欄の(11) 使用料等のポチの5つ目、政策法務支援システム使用料と何か新しく加わったようなんですけれども、これの内容について教えてください。

総務課長 ただいまの政策法務支援システム使用料についてですけれども、こちらにつきましては、ぎょうせいというところの会社にお支払いをしているんですけれども、全国の例規を、そのぎょうせいで扱っている例規について、全国の市町村での例規を参照できるというシステムでございます。総務課のほうに設置してありまして、パソコンを使って見るものなんですけれども、そちらについての使用料についての支払いというふうになっています。

1番 では、その上の行政情報モニター使用料、昨年度から倍近く使用料がかかっていますけれども、これはその政策法務支援システムとの関係があるのか、それとも、このモニター使用料というのはどういう形で去年より倍額になっているのか、その辺お聞きします。

総務課長 行政情報モニター使用料につきましてですけれども、こちらにつきましては、インターネットを利用しまして行政の情報といいますか、官庁速報でありますとか国のほうで行っている取組などを、全国的なものを紹介しているサイトがあるんですけれども、そちらを見るための契約しているものに支払っているものです。フルネームで言いますと、インターネット行政情報モニターというふうになっております。

昨年度につきまして、職員が自分で使っているパソコンから見ることができるんですけれども、それを見られるライセンス数を昨年増やしまして、そのために前年度より倍額ほどに高

くなっているというふうなものでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

2番 54、55ページの2-1-2文書広報費のところ、右側の文書広報事業ということで令和2年度より98万円増額になっています。その内訳としまして、印刷製本のところで76万円ほど上がっています。あと、広報撮影機材というところで20万円ほどになっていますので、98万円増額になっていると思うんですけども、印刷製本のところで、多分、印刷部数とかその辺は同じだと思うんですけども、その75万8,000円、令和2年度と比べて上がった内容についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 印刷製本費につきましては、部数は同じなんですけど、コロナ関連の周知とかもやはりありましたので、まずは枚数が増えております。（「ページ数」の声あり）失礼しました、ページ数が増えております。

あと、カラー刷り、より町民の方に伝わりやすいようにということで、カラー刷りのほうもページ数が増えておりますので、そういったところからの増額になっております。

2番 確かに、カラーが増えているとか、ページ数がちょっと多いのかなというふうな感覚はやっぱりあったんですけども、そのほか印刷屋さんから、このところの値上げというふうなところで増額してくれというふうなお話はあったのでしょうか。ないほうが良いと思うんですけども、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 印刷屋さんのほうからは、やはり単価の増のお話はありました。実際、単価も若干上がっております。

あと、先ほどの質問なんですけど、備品のほうで広報撮影用機材購入ということで20万6,000円なんですけど、撮影用の一眼レフのカメラを今まで使用しておりました。それが故障しましたので、それを購入したものです。

委員長 ほかにありませんか。

3番 また、2-1-6ですけども、今度は違う項目でございます。成果表の、成果報告書の7ページになります。

地域づくり支援事業の中で、地域づくり総合支援事業補助金84万4,677円とあります。この7ページの主な事業の中に、地域猫保護事業というふうな項目が新たに出ておりますけれども、これの内容についてお聞きします。

まちづくり課長 これにつきましては、木友町内会さんより申請があったもので、猫の去勢に関わる費用、あとは猫を飼うに当たってのマナーを地区内の方に周知したいということで、そういう事業に使ったものです。

3番 よく分かります。頑張っていらっしゃるなというふうに思います。

それで、猫は木友地区だけでなく、いろいろな地区にあると思います。ただ、この事業に

関して、果たして町内会でやるのが正解なのかなど。まあ、名目的には町内会にやっている名目だとは思いますが。それで、やはりこの猫の保護というのは、以前にも猫とか犬とかそういう動物の火葬に関しても、私、質問した経過もございますけれども、やはりこの地域猫保護事業、これはNPO法人もあるやに聞いております。やはりちゃんとした予算措置を講じて、町内会でなくてやるべきではないのかなど。

例えば、4款の衛生費の中に、ここで狂犬病の事業とかあります。やっぱりここら辺にちゃんとした項目を設けて予算措置を講じて、NPO法人があるのであればやっぱり、自分の地区の隣の猫をちょっと捕獲してというのはなかなかやりづらいところもあるので、ちゃんとしたそういうふうな組織があるのであれば、やっぱりそういった組織を有効に利用しながらやっていったほうが私はいいのかなというふうに、隣近所でトラブルになったりしないのかなというふうに非常に心配するところでもあります。

そんなことで、できればこういったものはちゃんとした、4款に持って行って予算を講じて私はやるべきだと思うんですけども、そこいら辺、いま今できなくても今後そういった考えでやっていただきたいと私は思うんですけども、そこら辺の考えをお聞きします。

町長 今、3番議員の言われるとおりでというふうに思っております。

それで、木友の小国会長のほうにもちょっと確認をしてみたところ、木友地区での捨て猫が多いということもあるというふうなことの中で、まず町内会としてそういう取組をさせていただきたいと。そのための補助金を頂きたいというふうなことでここに上がってきているというふうなことなんですけど、まあ、犬はあまりないかと思うんですけど、猫の場合ですとやはり去勢の必要性については非常に多いかなというふうなところもありますので、犬・猫、飼い主のマナーというものも必要かとは思いますが、それをするにしてもかなりの費用がかかるというふうなことも実際にはあるようですので、そういったところを踏まえながら、4款の衛生費というふうなところの中がいいのか、どういう形にするのがいいのかというふうなことでありますので、まずは犬も猫も大事な命だというふうな原点に立ち返ってしっかりと、殺処分とかそういったものがされないような形の中で、町としても対応できるような方策を検討していきたいというふうに思っております。

3番 大変前向きな答弁いただきました。本当にありがたく思うところです。私も猫3匹おります。ブリーダーが放棄した猫2匹と野良1匹、全部去勢して飼っていますけれども、もう飼うと家族の一員です。やはり子供が手から離れて出ていくと、なかなか妻と話すのもちょっと大変なので、やっぱりそういった動物がいると非常に、ワンクッション置かれて大変家庭円満になる、これは秘訣なのかなというふうなことを思います。

そんなことを踏まえながら、やはり今、町長言ったように、ある程度予算措置を講じて、町内会にあまり負担にならないような形でやっていただければ、今回、木友町内会に関しては、

私は大変いいモデルの例になるのかなというふうに思ったところであります。ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

委員長 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

7番 それでは、2款1項22目の新型コロナウイルス感染症対策費、73ページの縄文の女神の陶製レプリカ製作事業について質問いたします。

随分マスコミ等にぎわせていただいたなというふうに思いますけれども、まず初めに、繰越事業にはなっていますけれども、この予算に関して、国や県から来たこの予算名ですね、間違いのない、コロナ対策だけで、地方創生がここの時点についていたかとは思いますが、その予算名をきちんと、ちょっと今説明を、タイトルですね、質問いたします。

総務課財政主査 国の制度の予算というか、事業名ということだと思われそうですが、こちらにつきましては、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業という事業となっております。

7番 ちょっと私も確証持てなかったのですが、もう一回聞いたんですけれども、最後に「地方創生」がちゃんとついているわけですから、地域づくりのために使っているいい予算でもあるというところで、マスコミ等で報道されているのが、随分その部分だけ抜かれて、随分コロナ対策だけに特化した、何かそういう報道になっているなというふうに私は聞いておりました。当然、私たちも議決して賛成している案件ですから、当然、国宝も出ているわけですし、地方創生の地域づくりのために当然使っているいい予算だというふうに思っております。

ということで、この案件について執行したわけですが、ああいう報道を受けてどのぐらいの反響が、私のところには相当来ましたが、会っても言われましたし、電話やメールでも相当言われたわけですが、本庁舎内にはどの程度の反響があったのか質問いたします。

まちづくり課長 こちらの縄文の女神陶製レプリカ事業についての反響なんですけど、いろいろメディアとか、あと雑誌等でも取り上げられたんですけど、役場のほうにいただいたお電話、3件が苦情といいますか、あまりよろしくないんじゃないかといった内容の電話が3件、1件は、やはり舟形町は国宝縄文の女神出土の町なので、こういった事業で頑張ってもらいたいといった電話も1件、私のほうで受けた内容があります。

7番 私に来た苦情のメールなんですけれども、問合せに対して最初は同調したというか、そういうこともありますかというような返事を、そういうような内容の返事をしたら、逆に、もっと審議したら良かったべやみたいな問合せが来たわけですが、その後、私もこういう対応はいかんなと思ひまして、この地方創生の部分はまちづくりに関しても使っているいいという内容の予算だったから、きちんとまちづくりのために、国宝が出ているものでレプリカを作るというものに関しては私はいいと言ったんだよというふうに返したわけですが、ある意味、町がですね、そういった報道に対して、そういう地方創生にも使ってもいい予算

なんですよということをもう少しアピールしたり、言ったりしてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

何度も放送されたわけですから、そういう部分に関して町として、地方創生にも使える予算だと、こういう、まあ、反論ではないですけども、正当な使い道なんだと。我々もそういう正当な使い道に対して議決をいいとしているわけですから、そういう町民に対しての説明というのが少しあったほうがいいのかなど。広報ですね、広報とかに対してもそうですし、まあ、町長の判断は黙っておいたほうがいいのかというふうに思ったのか分かりませんが、そのあたりの対応について質問いたします。

町長 私も、最初のウェブ雑誌のほうの方から含めて、私が取材を受けたやつについても、今、7番議員さんが言われたとおり、しっかりと地方創生、アフターコロナを見据えた上で、交流人口、関係人口を増やす、その施策として作ったんだという話をしているんですが、全ての報道機関の番組作成の意図というのが、最初から無駄なものをコロナ対応というふうな、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、その部分のところだけ捉えて無駄なものだというふうなことの番組制作の意図があるので、幾ら説明をしてもその部分は全てカットされている状況です。私以外の、まちづくり課長であったり豊岡課長が、非常に重要性であったりとか、縄文文化とか縄文の女神のすばらしさを幾ら訴えたとしても、そこはもう全てカットされているというふうな状況であります。

一方で、県内のメディアについては、非常に友好的にそれを取り扱っていただいているというふうなところで、一部、さくらんぼテレビの中で、News イット! の関東圏内に流されたものがそのまま流されたということがありますけれども、大半は、自主的に作った番組の中では全て、縄文の火まつり、それからオープニングセレモニーも含めて、非常に友好的に、これは必要だというふうなことの認識の中で報道されていただいているなというふうに思っています。

県外のメディア関係について、先ほども言ったとおり、もう番組制作の意図があるので、何を言っても無駄なので、その部分はこれはしょうがないなというふうに思いますし、また、町民の方に対しても、町としては最大限、あまりそこだけ強調するわけでもなく、しっかりと必要なものを作ったというようなコメントだけは、その後の記事等についてもあまりその、東京、県外のメディアに対してのこういうことなんだというふうなことを強調せずに、まずはしっかりと説明をしたつもりであります。

やはり、町としてこれから必要なのは、その高精細レプリカをどう使っていかと、それをまちづくりにどう使っていかということが試されているんだというふうに思いますので、そういった部分をしっかりさえやっていただければ、町民の方もしっかりと理解をしていただけるのではないかとというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 ページが、そのページであるということで、私も72ページの22の縄文の女神のレプリカについて、ちょっと視点を変えてお聞きしたいと思います。

やはり、町のやつで使っているという形で作ったわけですが、一方、あのイカのモニュメントのほうが、あそこも問題になった上で、今回、経済効果が6億円というとんでもない数字が出ております。

町も、交流関係とかに今後活用していきたいというふうに思っていると思いますが、その経済効果、交流人口の増加のある程度の見通しというか、これからこんなふうになってほしいというような意見がありましたら、その点お聞かせください。

まちづくり課長 今後の活用といたしましては、町長が申し上げていますように交流人口の拡大にひとつ活用していきたいという面と、もう一つは、子供から大人までの教育や郷土愛の醸成に使用というか、活用していかなきゃいけないと、こういった大きな2つの面があるのかなと思っています。

私のほうからは、やはり交流人口の拡大というところで、この国宝・縄文の女神が出土した舟形町をやはり町内外にPRして、一人でも多くの方から町に興味を持っていただいて交流人口を増やしていきたいと。その結果、ふるさと納税とか、あと今年初めて頂きました企業版ふるさと納税とか、あとは温泉へ人が多く来ていただけるとか、そういったところにつなげていきたいなというふうに考えているところです。

1番 せっかく、全国的に広告を出せば相当な金額かかる部分を、まあ、悪い話題と言ったらおかしいですけども、そういう形で知られたということがあれば、そこを再度利用して全国的にアピールしたり、交流人口増加という方向性に持っていければいいのかなと思いますので、今後とも努力していただきたいと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番 同じように、新型コロナウイルス感染症の対策費についてであります。ページの72、73ページのコロナワクチンの接種体制の確保事業のことです。

昨年は3回、集団接種ということで3回、延べにして1万回を超える接種が行われたわけですけれども、舟形クリニックの先生をはじめ、いろいろな方からの協力をいただいたところであります。

その中で、看護師の賃金について、少し安くはないかというふうな話があるわけですが、ここで私もちょっとそういうふうに思っていたんですが、クリニックの先生と看護師さんが来ていますけれども、それはセットでお願いしたというふうに思っていたんですが、これは先生は先生、看護師は看護師というふうな、そういう扱いでお願いしたんですか。

総務課長 当初、お願いといいますか、武藤先生のほうに相談にお伺いしたときには、クリニッ

クの方々全部でというようなこととお話をさせていただいてスタートいたしました。先生にお支払いしている分と、あと看護師さんにお支払いしている分とで分けて積算を出しているというようなことで、そこら辺については先生のほうから、看護師さんのほうには町からお願いしたいというふうな話がありまして、先生は先生、看護師さんのほうは看護師さんというふうなことで分けてお話をさせて、お手伝いをいただいていたという流れになってございます。支払いについても、別々にというようなことでの支払いというふうなことでの状況で来ております。以上です。

10番 いろいろな町村によって、それぞれの対応があるというふうに思うんですけれども、これはそういった看護師さん仲間でも、いろいろなそういった接種の話も出るというふうに思います。その中で、そういう格差がいろいろ聞こえてくると、やっぱり不満も出てくるのかなというふうに思うわけですが、やっぱりコロナの感染症対策の基本はワクチンだろうというふうに思います。そんな中で、この従事する方にも、できれば早く引き受けてもらうのがやっぱり本筋かなというふうに思うんです。

この賃金については、別に全国一律とかというふうな定めはないと思うんですね。もし、町単独でそういうふうな調整ができるのであれば、ぜひそういうことも、今後またオミクロン株対応の接種云々というような話も出ておりますので、今後もあることですからぜひ考えていただきたいというふうに思いますけれども、どうですか。

健康福祉課長 今の賃金体系等の見直しの考え方ということですが、現状につきましては、今までの町のほうの他業種職員関係の賃金をベースにしまして、有資格者、それから無資格者というところの区分で最初、当初設定されたと聞いております。これだけコロナ禍のほうも長引いておりますし、かなり医療従事者の方にも負担をかけているという認識は担当課のほうでもございます。

今ご質問にありました、そういった賃金の額等の考えにつきましては、今後、町のほうでも上司と相談しながら、どういった金額がこの体制を維持していくために、それから運営していくために必要かというところを踏まえて検討させていただきたいと思います。以上です。

10番 前向きな答弁でしたのでお願いしたいと思うんですけれども、やっぱりそういうわだかまりを持った気持ちで打たれますと効くワクチンも効かないのではないかなというような気もしますし、ましてや医療行為であります。そうした事故につながったりすると大変ですので、ぜひそういった不満といいますか、お願いしている方の統率といいますか、そういうこともぜひ、現場の管理者としてお願いをしたいというふうに思います。以上です。

委員長 答弁。

町長 今回の件につきましては、中でいろいろあるように聞いておりますが、公立、町立であったり村営の診療所とかを持っている場合についてのワクチン接種については、基本的にはそ

この診療所の職員というふうなこともありますので、そういった場合については時間外の対応というふうなことでありますので、当初、新庄市で集団接種した場合に、千葉県から先生を配置したりとか、少ないためによそから看護師を募集した、その単価が高いというふうなこと、あるいは山形市等々での単価が高いというふうなことで、県職員の看護師さんのOBの方々から、その格差があるという話もお聞きしております。

しかしながら、やはり管内の中では舟形町の単価が決して安いというふうなことではありませんので、ただ、今、10番委員さんのほうからありましたとおり、このワクチン接種については舟形クリニックを中心にワクチン接種をお願いしているというふうなことで、本来であれば4回のワクチン接種で終わってほしかったんですが、5回目というふうな話が国から来ましたので、5回目も順調にワクチン接種が進むように、そのワクチン接種に従事している看護師さんたちが気持ちよく働いてもらえるために、どういうふうな手だてがいいのか、そういったところをその方々ともよく話をした上で決定したいというふうに思います。

単価等については、いろいろなほかの例をお示ししながら、まずはよくコミュニケーションを取ることが大事かというふうに思いますので、その従事者の方々とよくお話をした上で、5回目の接種が順調に進むように努力してまいります。

委員長 ほかにありませんか。

1番 ページは58ページなんですけれども、2-1-6ということで、61ページの備考欄のほうの6、地域づくり支援事業のうちの(3)除雪機購入費補助金とあります。

最上管内どこでも買えるということにして、昨年度より10件ほど増えているわけですが、大変買いやすくなって、売りやすくなった状況なのかなと認識していますけれども、ちょっと1つ、この金額についてですけれども、4分の1補助ということでもありますけれども、この件数のうち、40万円以内の車両があつてのこの339万8,000円ということになっているのか、単純に計算すると10万円上限で補助で、町内の高齢者世帯除雪サービスをするに20万円ということありますけれども、単純に10万円と20万円を計算すると350万円になるのかなと思いますけれども、40万円以内の除雪車もあつたのか、ちょっとその点お聞かせください。

まちづくり課長 実績が34件ということで、うち1件が、高齢者の除雪サービスの協力者20万円の方が1件、そのほかは一般の、普通であれば4分の1、10万円なんですけど、その中に10万円未満の、いわゆる除雪機の価格が40万円未満の方がいらっしゃったといった内容になっています。

1番 補助金で大変、雪国で大変助かっているとは思いますが、昨年、定例会中でもそうですけれども、機械の高騰化という話をしまして、これからちょっとその購入費、例えば今は小型除雪機という枠組みでしているわけですが、以前、町長のほうから堀内地区の、重機じゃないとちょっとできないようなことも意見ありましたけれども、今後、この小型除

雪機ということにこだわっていくのか、それともほかの、それ以上、中型、大型、重機的なものの対象物に対応していくのか、ちょっとその辺の意見をお聞かせください。

町長 まず1つは、その専用性というのが1つありまして、除雪機械にだけであれば補助がしやすいというような話でありました。タイヤドーザー等の除雪機械もあるんですが、そうした場合に、そのほかのものに使われると、例えば建築業とか建設業の方がというふうなことになるんですね、なかなか補助の線引きが難しいというような話もございました。

ただ、やはり地域性によっては、そういう汎用性もあるものの大半がそのためでないともう使えないというような地域性もやはりあるものですから、そういったところについては地区で勘案せざるを得ないかなというふうに思っているところでありましてけれども、まずはその大型か中型というふうなものについても、必要性はあるんですが、先ほど申し上げましたとおり専用性、ほかのものに流用可能であるとなると除雪機械の補助というふうなことについてはちょっとなじまないというふうなところもあるものですから、一概に今の段階からそういったものに補助を拡大しますというふうなことで明言することはちょっとできないかなというふうに思っております。

1番 私もそのとおりだと思います。

もう一つ、例えば10万円上限、20万円上限、その機械の高騰化的なもので、もうちょっと底上げと言ったらおかしいですけれども、その点の考えはあるのかお聞かせください。

町長 そこは、これからの資材高騰の中でどれだけ補助をすればいいのかというふうなところが一つあるんだろうというふうに思います。除雪については、自助・共助・公助というふうな話を何回もさせていただいております。まず基本は、自助で頑張ってもらいたくために支援をしていくというふうなことが一つありますので、そこについては今後の除雪機械の値段の状況を見ながら、よく話をした上でやっていかなければいけないというふうに思っております。

また、質問にはないんですが、一つ問題はですね、除雪機械を使って、補助については今も夏の間から申請して補助を出しているんですが、当初は申請をしないんですが使い始めたら壊れたというふうなところがあって、そこについてはもう予算の関係もありますのでなかなかそれを出せないという。特に、1月以降で壊れたからという相談に来られても、議会としては3月で、3月の議会ですって、これから新しい機械をとというふうになったときに、除雪、これからだというふうなところもありまして、その時間的な関係性というふうなところの中で、できれば計画的に購入を進める、更新を進めるというふうな中で申請をしていただきたいというふうなことであるんですが、やっぱりそこら辺が課題としてはあるかなと。

ただ、第一義的には、個人で自助で除雪をしていただくのに、町でささやかながら支援をしているというふうなところが第一義的なところでもありますので、それがないと駄目だというふうなこと等ではなくて、町からの支援というふうなことなんだというふうなことで理解

をしていただきながら、こういった事業をできる限り進めていければというふうに思います。

7番 それでは、また、2-1-22の新型コロナウイルス感染症対策費の、ページでいいますと77ページ、成果報告書でいいますと21ページの5G活用アドバイザー事業ということで、368万1,000円について質問いたします。

一般質問でも町長お答えになっておりましたけれども、まだ5Gエリアが非常に狭いということで、私も5Gホームとかっていうのを家に導入しまして、そのエリアというのを常に見ておりますけれども、まだこら辺というか、本当に役場庁舎、猿羽根山から役場庁舎辺りまでぐらいが5Gエリアでありまして、私の家で辛うじて風向きがよければ入るぐらいの、まあ、冗談ですけれども、そんな程度ですけれども、その中で、私、気になったのが、この成果報告書の④の一番下を書いてある、行政事務の効率化と働き方改革に5Gを活用していこうというところがちょっと気になったんです。

つまり5Gというのは、移動通信の中で大容量で活用していこうというものであろうかと思えます。庁舎内であれば有線で、有線のほうがよっぽど大容量で高速でもありますし、そういった中でどういった研修をしてきたのかなというふうに感じたわけでありますので、将来に向けての話でしょうからそういった話をさせていただいても結構ですから、どういったこのワーキンググループ、11名参加というふうになっておりますけれども、5Gが行政効率、効率化にどのような影響があるのかなというふうに、ちょっと疑問なものですから質問いたします。

デジタルファースト推進室長 こちらの成果報告書の④の5G利活用ワーキンググループの開催につきましては、町の情報化推進委員の中でメンバーを選定しまして、こちらの内容について、地域経済の活性化と5G行政事務の効率化と、働き方改革と5Gというふうな内容で2班に分かれまして、どんなことができるのか、そういった5Gを活用することでどういったことができるのかをグループで検討した内容になっております。

7番 ですから、どういった検討内容だったのかというのが聞きたかったわけです。したというのは書かれているわけですから分かりますけれども、ですから、特に私が関心を抱いたのは、行政事務の効率化を5Gを使ってやるというような内容みたいなので、それだったら今ある有線でサーバーにつないだほうが大容量で速いんじゃないですかという気もするから、どういった内容なのかなというふうに思ったわけです。

ということで、それも含めて、auさんもソフトバンクも全くこの舟形町には来ていません、5Gは、最大手のドコモさんですら、このちょっとしたエリアの中で。つまり3年後とか、もう5年後ぐらいの先を見据えた話合いになっていなければならないわけです。その3社が競争して、5Gでもしかしたらその、町長が言う、先進的少数社会と言うんでしたっけか、そういったところで、農村にある端のほうにいる町民と役場庁舎を5Gでつないで見守りと

かなんとかやるというような話合いでもしたのかなと私は想像したんです。ということで、内容について聞きたかったわけです。

町長 基本的に、役場庁舎の中で有線でやったほうが大容量でという、それはそのとおりだと思います。そのことよりは、対町民であったり遠隔地にある方々との事務処理、わざわざ役場まで来なくてもできるようなこととかが、その5Gを活用した中でできるかどうかというふうなことが今後求められるんだろうというふうに思います。あくまで、役場の事務効率化というふうなことだけではなくて、町民の、役場に来なくては駄目だというような、そういったところの距離的とか時間的なものを有効的に使えるものが、やはり今後、5Gであったりデジタル化というふうな中での必要なことだというふうに思います。

その中身等については、私、出席しておりませんので、昨年度のデジタルファースト推進室長が沼澤住民税務課長でありましたので、中身等があればちょっと沼澤課長のほうから、分かる範囲で答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 当時のこの内容なんですけど、5Gという冠をつけているので、あたかも5Gでというところが印象を受けるところなんですけれども、今現在の4G及び委員おっしゃったLAN、LANをつないで、今現在の仕事よりどうすれば効率化がよくなるか、働き方が楽になって本来の業務に集中できるかというところを考えた会議でございましたので、5G活用アドバイザー事業という名目ですので5Gとつけていますが、フリーで将来的にどうしようということを話し合った会議でございました。

7番 今の段階では、それでまずよろしいんじゃないかなというふうに思います。今後に向けて、今後どんどん5Gが整備されてくるわけですから、今の段階は何で活用されるのかという検討でいいと思うんですけれども、ぜひ町民にとって有意義なものであってほしいなというふうに思います。

そこで、3問目の質問で、この事業内容で、私、非常に興味があるものですから、また沼澤さんに答えていただくかと思うんですけれども、これ、去年のことですから、みなと科学未来館における5G体験実証とか、35名参加されたという5Gを含む最先端技術に実際に触れる体験会、NTTドコモの東北支社と。これ、実際に体験してきたわけですから、これはどういった体験になったのか、そして子供たちがどういった反応を、反応というか感想を持つような体験になったのか、こちら辺のところを少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

住民税務課長 港区との交流につきましては、舟中の生徒が体験しております。みなと科学未来館に一時的にローカルの5Gを置いて、うちのほうはキャリア5Gが中学校まで届くのでという違いはあるんですけれども、5G同士での中継を行って、実際、みなと科学未来館にロボットを置いて、中学生がそれを操作して見て歩くということをやっております。やはりそ

の場にいるような感覚で向こうの会場とつながって、タイムラグがやっぱり5Gですので少ないということがありますので、スムーズな、その場所に行かなくても見学ができるということがあったので、やはり実際、5Gってすごいなという感想はいただいております。

あとは、バーチャルで浅草とか東京湾とかを、実際そこにいるような感覚で、ゴーグルをつけて360度見れるようなものでしたので、それが結構人気あったんですけども、これも実際そこに行かなくても世界旅行ができるということですので、それについても大変子供たちには、今の科学技術の最先端を体験できるということに関してはすごい、いい意味でショッキングな体験だったのかなと思っております。

あと、職員に対してのデモセミナーの開催ですけども、それについても、先ほど言ったバーチャルのゴーグルつけてという体験を職員からもしてもらったところです。あとは、実際見て、5Gと4Gの違いを一目で分かるのであれば、やはり映像の荒さとか速さとかそういうところが実際、4Gと5Gの違いというところが一番分かると思うので、そういう体験を実際にしてもらったところです。

あとは、将来5Gに移行した際に、工場であったり、農業であったり、どういう働き方ができるのかということで、全国で実証実験も幾つかありますので、その辺の内容を職員に研修として紹介していただいたというような内容でございました。

委員長 ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、一般会計歳入の質疑において、奥山委員からの質疑に対して住民税務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

住民税務課長 決算書のページ、27ページ、一番下の個人番号カード交付事業費補助金の件ですが、令和3年度、1,001枚の交付件数に対する補助金でございます。以上です。

委員長 質疑ありませんか。答弁。再質問か。(発言者あり) いいのね、はい。

そのほか質疑ありませんか。

3番 ページ、68ページ、2-1-15定住推進事業費の婚活推進事業207万5,048円の執行額についてお聞きします。

成果本ですけども、成果表の報告書の中で、13ページ、令和2年で230万6,000円何がし執行しております。大体30万円減、今年度は、令和3年は減ですけども、結婚祝い金がここで30万円減になって、その分が少なくなっていると思うんですけども、ここで④にその他経費10万4,130円あります。それで、令和2年に3万1,334円であります。この大体3倍ぐ

らいになっているんですけれども、ここのその他経費の10万4,130円について、この内訳お聞きします。

まちづくり課長 その他経費は、事業費の中から主な事業ということで、祝い金交付金75万円、奨励金の利子補給補助金2万918円、これをこの事業費から……、あと委託料の120万円、これを差し引いたものになるので、その他の経費といいますのは、消耗品、実行委員会の負担金、そういったものの合計になります。

3番 昨年度ほとんど違うのが、結婚祝い金が令和2年で105万円、だからここで30万円ぐらい違うんですけれども、あと利子の補給金、昨年は2万4,881円でこちら辺はほとんど変わらないんですけれども、このその他経費だけが今回、昨年というか令和2年で3万1,334円のこの経費が、今回経費が10万4,130円にぼんと上がっているわけです。中身はそんなに変わらないんですけれども、この経費だけが際立ってぼんと出ている、上がっているんですけれども、これは何の経費ですかというようなことで、内訳をお聞きしたいということです。

まちづくり課長 最上広域婚活事業の実行委員会の負担金が、令和2年度から比べて令和3年度で上がっているといった内容になっております。

3番 成果を見ますと、今回、サポートセンターと地域おこし協力隊が連携し、婚活イベントを開催したとあるので、その経費かなというふうにはちょっと思ったんですけれども、まあ、はい、ってなことで、分かりました。

それで、この中で、このイベントを開催し、管内14名が参加し、出会いのきっかけを提供することができたと最終的には結果としてまとめていますけれども、その後、この参加した方々の中で何組かマッチングはしているんですか。

まちづくり課長 こういった婚活イベントで、まず出会いの場を提供すると。その後にマッチングがやはり私どもも気になる場所なんですけど、やはり近年、プライバシー、その先のことについてはなかなかちょっと、個人的なこともあって、なかなかその把握まで追跡調査をできないでおります。

ですので、ここ近年のこういった婚活事業のイベントというのは、出会いの場を設定すると。その後、やはり情報交換なり、そこをしてもらった後には、やはり個人の自由裁量にここは任せているといった状況になっております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが60、61ページ、2-1-6地域支え合い除排雪活動支援交付金です。

成果表では7ページの欄になりますけれども、その成果として、「地域住民の自主的な地域活動を支援することで、自助・共助の機運醸成や活動の推進につなげることができた」というふうな文言がありますけれども、まず1つが、この地域支え合い除排雪、23地区というふうなことでございますけれども、これが輪が広がっているのか、これが1点。

次が、地域の除雪課題を解決するための活動、具体的にどういったことがこの支援交付金で活動の対象になってくるのか。私の町内会においてもやっていますけれども、公共施設等、要するに地区公民館とかそういったところの除排雪について、この支援交付金のほうから支出しているというふうなことがあります。具体的な、こういうふうな活動までできるんだよというふうなところを教えてくださいなというふうなことも併せてお願いしたいと思っています。

まちづくり課長 この支援の団体数については、少しずつではありますが増えてきております。ただ、今手元に令和2年度の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、令和2年度の実績数はちょっとお答えできないんですが、令和3年度で増えているというふうに確認しております。

あと、この中で、今ご質問にありました、地域の除雪課題を解決するためにどのようなものに対してといったものなんです。自由度をかなり高めています。例えば、機械の借り上げとか、あとは燃料費とか、それは当然だとは思いますが……、当然だとは思いますが、例えばこういったことにも可能です。地域で、そこの高齢者のお宅を、このお宅は除雪しようとしたお宅に除雪に入ったとします。例えばの話なんです。そうしたときに、そこのお宅からお子さんなりが町外に出ていると、そういった方に連絡を取って、その息子さんたちも一緒に来てくれとか、あとはそこが空き家だった場合、その親戚の人が地域にいないと町外に出ていると、知っている方がその町外に出ている親戚の人に電話をかけて、こういったことをやるからとか、そういったことに対する電話料とか手間代とか、そういったところも地域で決めてもらってお支払いしていいですよといったことにも対応しています。そういったものも含めて、地域の中で除排雪に関するいろいろな支出とか、そういったものを決めていただいて結構ですというふうな内容にしております。

あと、先ほど、すみません、令和2年度の団体の数なんです。令和2年度は17団体でした。令和3年度は23地区となっております。令和元年度が14地区、少しずつですが増えてきているといった状況にあります。以上です。

9番 ここでこういうふうな質問をした理由というのが、やはり誰が見ても、あそこの家だったらしょうがないねというふうに理解できるような家であれば問題ないんだけど、若い人がいる、若い人がしない、もう雪は危険な状態まである、そういったところまで手を差し伸べられるのか。はたまた、ある地域運営組織でやっている、一部受益者から頂いて、地域運営組織のほうからそれにバックアップして、実際やってくれた方に支給しているというふうな方法もあるわけです。

どっちもなんですけれども、その対象者の選別というのが一番我々からするとネックになっていますので、これのところが非常に、やってあげるのは簡単なんですけれども、隣近所の地

域の方々の妬みといいますか、「何であそこばりして、俺んなしてけんねえんだか」というふうな声も来られると非常に困るわけです。そういったところでのこの選別というのが、やっている我々からすると非常に難しいというふうに感じております。

あと、もう一点が、実際、去年のような大雪ですと、機械借り上げ、燃料代含めても時給七、八百円ぐらいしか払えなかったというふうな実績なんです。ましてや、今年の燃料高騰等を考えていくと、これから降雪期を迎えるわけですけれども、もう少し、非常に我々、実際に現場でやっていく中ではいろいろなケース・バイ・ケースの中で苦慮しているというふうなところがありますので、これについてももう少し、町内会長会議、近々あるかというふうに思いますので、整理をしていただいて話をしていただければありがたいというふうに思います。

そういったことで、やってあげるのはいいけれども、地域との他住民との関わりの中で非常に苦慮しているというふうなところで、もう少し具体的に、この家はやってあげてもいいんじゃないかと、あと公民館等は、今のところは当地区はこのお金からは公民館の除排雪にしか出しておりません、個人宅については出しておりませんが、本当の高齢者については福祉サービスのほうでの支給等もありますので、こころをもう少し総合的な面で考えていただいて、今後やっていきたいというのは前提のモードで発言しているもので、もう少し町の中でも整理をしていただいて、我々に提案をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 今の奥山委員ご質問にもありますように、除雪をするお宅の選定というのはやはりどこの町内会でも、取り組んでいるところにおいては、かなりそこは苦慮しているところだとは思いますが。

ただ、町で、この家はやっていい、いや、この家はやってまずいんじゃないかということは、ちょっとそこは踏み込めないところではあると思います。あくまでも地域でそこは、地域の合意を持って、この家だったらしようがないと、この家だったらしようがないよねというところを合意を持って進んでいただきたいというのが、この支え合い除雪の支援交付金でありますので、そこはちょっと、地域の合意を持ってということではちょっとご理解いただきたいなと思います。

あと、支援金、ただいま現時点では5万円ということなんですが、燃料高騰、資材高騰といったこともということがあったんですけれども、この交付金というか、この事業自体の考え方が、一部やはり自助・共助のボランティア的な考え方も尊重、尊重というか育んでいきたいといった事業でございますので、今のところちょっと、5万円という金額について上げるというのは、この場ではちょっと、回答はちょっと控えさせていただきたいと思います。今後、上司とも相談しながら、内容については検討してまいりたいというふうに考えております。

す。

9番 この事業につきましては、やはり雪国に住む私たちにとっては、共助というふうな育成が本当に大事だというふうに思いますので、これからますます高齢化が進む中で、これを強化していかないとますます舟形から出ていく方が増えていってしまうというふうに思いますので、ぜひともこの事業については長く継続をしていただきたいというふうなことをお願いをしまして、町長のほうから考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長 曾根田課長の言ったとおりでありまして、やはり町で一概にその基準を決めるというのは厳しいであろうというふうに思いますし、また、その地域支え合い事業についても、奥山委員がおっしゃられるとおり重要な、私が常々申し上げます自助・共助・公助の中の共助の部分を担っていただいているというふうに思っております。

その金額等については、やはり継続できるものでなければいけないというふうに思いますので、そこは燃料高騰等々の判断もあろうかというふうに思いますので、そこは随時その検討に入りながら、ぜひ地域の方々が少しでも地域の中をしっかりと共助できるように、私どもとしても支援をしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありますか。

2番 60、61ページの2-1-6の空き家対策事業について質問いたします。

空き家対策の事業の補助金というところで、成果表の中に詳しく書かれてありますけれども、令和3年度の実績で11棟を解体することができたというふうな成果が書かれてあります。遡って見てみますと、平成30年度から23棟、令和元年度15棟、令和2年度17棟、令和3年度が11棟ということで、トータルで4年間で61棟が解体進んでおるようです。

県内の私の知り合いですけれども、ある町の方が、舟形にはこういう制度があつていいなというふうな、うらやましいというふうな話がありました。4年間で66棟進んだわけですけれども、この状態の空き家ですけれども、これが着実に減少しているのか、あるいはさらに空き家は増え続けているのかのところをちょっと教えていただきたいんですけれども、その状況、分かれば教えていただきたいと思います。

地域整備課長 現在、地域整備課のほうで把握している空き家の状況につきましては112戸、うち危険空き家は、かなり危険な空き家については9棟残っているという状況で、解体はしているものの、空き家も増えているので、横ばいのような状況になっているというのが実情であらうかと思えます。以上です。

2番 やはり町としては、これほどのお金を使って着実に、66棟ですか、解体は進んでいるんですけれども、なかなか追いついていかないというふうな現状だと思いますけれども、ぜひ1棟でも2棟でもさらに、危険な状態の空き家が少なくなるように何とか頑張ってもらいたくないと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。答弁は必要ありません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 ページが68ページの2-1-16公共交通事業費でありますけれども、69ページの備考欄の(3) デマンド型乗合タクシー運行助成金でありますけれども、昨年度、令和2年度では前年比から940人減となったようで、今年も少し減少傾向あります。一応、令和4年より午後便を増加しているわけですが、今現時点での利用率というか、午後便の利用率ってどのくらいあるのかお知らせください。

まちづくり課長 すみません、午後便、新庄県立病院までの午後便を増便したんですが、利用者はいるということはちょっと報告を受けているんですけれども、現在、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、詳しい数字的なものはちょっとお答えすることができません。すみません。

1番 数字分からないということですが、令和2年度の人数、町外便を比べると10人程度の増えているような状況になりますので、今年度どの程度伸びているのかなとちょっとお聞きしたかったものなので、したあれでした。

今のデマンドタクシーが、午後便、前回よりも利用しやすくなったということで周知等もありますけれども、やはり利便性の高いものでありますので、なるだけ周知して午後便もしっかり利用してもらえるようにしてもらいたいと思います。答弁は要らないです。

3番 78、79ページ、79ページの下から2つ目、22、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に関して質問させていただきます。成果表の31ページになります。

この中で、事業内容ありますけれども、前年の成果表だと、小学校で調達したもの、中学校で購入したものと分けて書いてあったんですが、今回は小中まとめてどんといろいろ書いてあるんですけれども、前回のほうが見やすかったです。こう、ごちゃっと書いたのは、何か理由があるんでしょうか。

教育課長 ただいまご質問にあった、感染症対策等学校教育活動支援事業費の内訳を分けていない理由については、特に分けていない理由は今回はないです。もしあれば、中身のほう、今申し上げますけれども、「できたら、中学校、小学校と分けて……」の声あり)

はい、中身のほうを申し上げます。成果報告書31ページの事業内容ですが、上からで大変申し訳ないですが、中、小と申し上げさせていただきます。

一番上、生徒用机等が中、検温モニター、中、給食運搬車、小、パルオキシメーター、中、ハンズフリー、小・中、電子視力計、小、電気衣料乾燥機、小・中、厨房用ペダルボックス、中、児童用タブレットが小、生徒用発表ボード、中、ポータブル拡声器、中、演台用が小、一番最後の学習発表会が小となります。大変失礼しました。

3番 ありがとうございます。こういうふうに分けてもらうと分かりやすいなというふうに思ったところで、1つ気になったのが、この電子視力計って、目の視力を測るものかなとは思

んですけれども、これってどういった場合使うというか、視力を測るときに使うと思うんですけれども、これって必要なのかなというふうに思いますけれども。

教育課長 ご質問にありました電子視力計になりますけれども、視力検査のときに使うものを少し、今の新しいやつに替えたということでございます。以上です。

3番 そうすると、健康診断とかそういったときに使うやつということですね。はい、分かりました。

もう一つ、最後、(3)のこの成果ですけれども、これに関して、前年の令和2年と一言一句同じような言葉で書かれているんですけれども、何か令和2年と令和3年でこの成果は変わったことはないのかなというふうにちょっと感じたところでありました。

教育課長 成果については、もう少し具体的に書くべきだったなという反省はしておりますけれども、令和2年度よりも令和3年度は、さらに感染対策が行われたというふうに成果として申し上げたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 76、77ページの2-1-22の右側ですけれども、町プレミアム商品券発行事業補助ということで3,700万円執行されています。おかげさまで、私も買わせていただいて、使わせていただいております。

それで、成果の中に発行冊数が7,000冊というところで書かれてありますけれども、あの商品券ですけれども、印刷なのか、製本なのかですけれども、その作る費用というのはどこに書かれているのか教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 あの冊数……、失礼しました、あのつづりなんです、あれは商工会の補助金を商工会のほうに支出しております。その中で作ってもらっているといった対応になっています。

2番 それでは、この決算書、あるいは成果表の中には、金額としては書かれていないというふうな認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 商品券の印刷製本費といった表現は、ここには書かれていません。補助金の中に入っているといった内容になっています。

2番 ちなみに、参考まででいいんですけれども、私からすると使いやすい、いい商品券かなと思ってるんですけれども、大体1冊当たりどのぐらいでできているのか、分かれば教えていただきたいなと思います。

まちづくり課長 すみません、資料をちょっと持ち合わせていないものですから、ちょっとお答えすることできません。すみません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査（朗読、説明省略）

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

2番 98、99ページの3-2-1 児童福祉総務費の中の児童福祉総務事業報償費、すくすく赤ちゃん祝い金というところで230万円執行されています。

成果表の中でも、23人ですか、申請して祝い金を頂いているようですけども、これに関しては、基本はあくまでも申請しなければ頂くことができないというふうな事業だと思いますけれども、もう一度確認させてください、申請は必要ですか。

健康福祉課長 すくすく赤ちゃん祝い金につきましては、子供が生まれてから6か月後にお祝い金を支給することとし、申請をいただいて支給しております。

2番 基本はやはり申請だと思うんですけども、人数的には23人しかいないというところで、私の気持ちとしてですけども、申請をしなくても頂くことはできないのかなというふうなちょっと気持ちがありますので、その辺の考え方、教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 子供の出産に関わる支援金、祝い金ということで、この対象者の方が実家に帰っているとか、いろいろな状況、事情によって考えられます。基本的に町のほうで把握しておりますので、こういった申請の事前に申請してくださいというような案内のほうはしておりますけれども、把握している限りしておりますけれども、あくまでも手続上、申請をしていただいて、町のほうでもできるだけ漏れがないようにというふうに適正な事務を行う意味で今しております。

それで、こちらの簡素化ということにつきましては、今の段階ではまだ難しいかと思っておりますけれども、そちらの把握の状況、出生者の把握の状況等が正確に把握できるようになればそういう対応も可能かと思っておりますけれども、現時点ではあくまでも申請に基づいてという手続を取らせていただくように考えております。

2番 やはり、かなり生まれてくる子供さんの数も少ないというふうなところで、もらえなかったとか、申請していなかったとか、そういうところのないよう、なるべくもらいやすいようなやり方で、ぜひこれから進めていただきたいと思います。

健康福祉課長 町のほうで把握している方で、まだ申請がないといった場合には、声がけのほうをしていきながら、確実に祝い金のほうをお届けできるように事務を行ってまいります。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 ページは100ページですけども、3-2-3の保育所費であります。

101ページの備考欄の(4) 委託料の除雪委託料でありますけれども、6万2,500円とありま

すけれども、令和2年度は37万7,000円という数字で、全部通すと除雪委託料で全体的に上がっているのに、ここの保育所の除雪費が逆に下がっているというのは、どういう状況で下がったわけでしょうか。

教育課長 ただいまの保育園の除雪委託料についてですけれども、令和3年度につきましては、園の前の戸口除雪ということでシルバーの方より除雪していただいたもののみ、6万2,500円となっております。令和2年度につきましては、戸口除雪、プラス園庭の排雪をいたしました。そちらのほうで、令和2年度のほうは金額が上がっているというふうになっています。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午後1時39分 休憩

午後1時42分 再開

委員長 会議を再開いたします。

第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 104、105ページ、4-1-1の保健衛生総務費ですけれども、105ページの一番上のところですね、3番の飼養犬登録事業というところで9万2,000円ほど執行されてありますけれども、成果表の中に、狂犬病予防接種、年3回と書かれてありますけれども、この年3回というふうな理解の仕方、ちょっと私、分からないんです。教えてください。

健康福祉課長 狂犬病予防接種の回数ですけれども、この年3回の内容ですが、まず4月に2回、5月に1回ということで計3回なんですけれども、基本的に年1回、狂犬病予防接種の日をちを設定しまして接種を受けていただくようにご案内しておりますが、どうしても受けられない方がいらっしゃいますので、そのためにその後、4月の2回目、それから5月のもう一回というところも準備して、できるだけ受けていただくような対応を取っております。

2番 やはり一般的にといいますか、春先にするというふうな、ちょっと私の頭にあったので、予備日的なところで年3回というふうな理解をしました。

この中で、接種の案内を出して、出した内容が181頭ですね。予防接種済み、終わったよというふうなところが178頭確認しているようすけれども、これは動物病院で接種したのも含

むというところで書かれてあるんですけども、成果のところではですけども、計画どおりに予防接種が行われとは書かれてあるんですけども、私からすると計画どおりじゃなくて、未達なのではないかなと私は判断していますけれども、その辺、見解お願いします。

健康福祉課長 この成果に記載している内容ですけども、件数としては表記のとおりですけども、町のほうではやはり、当然、100%の接種率というところが理想だとは思いますが、できるだけ高い接種率を目指して取組を行っているところです。

ちなみになんですが、最上管内というのは県内でも接種率が高いんですけども、管内では90.6%ぐらいの接種率がございます。それに対して、舟形町では97.8%の接種率ということで最も高い接種率となっております。

計画としては、やはり100%をその計画と考えるかどうかというところかと思えますけれども、十分想定したとおりの接種率を得ることができたということで計画どおりに行ったということと、あと狂犬病の報告もなかったということで、実績として上げさせていただきました。以上です。

2番 ほかのところと比べて高い接種率というところですので、今課長から答弁あった内容をそのままここに書いていただければ、大変いい成果につながったものと思いますので、次回はぜひそのような成果の書き方でお願いしたいと思います。以上です。

委員長 答弁。

健康福祉課長 この成果報告書を作成する時期と、県のほうから全県、全体管内の率が出てくる時期も若干差異がございますので、ちょっと時期的に間に合わない場合もございます。できる限り、そういったデータが届いている場合には、成果報告書のほうに反映できるように努力してまいります。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは、4-2-1の109ページの清掃業務委託料9,094万6,000円の中の、この成果報告書59ページのやつの表の見方について少し質問したいと思います。ちょっと、よいと判断するのか、悪いと判断すべきなのか分からないものですから、ちょっと聞きたいと思います。

この表の一番下の注釈に、「家庭系ごみは、生活系ごみの処理量から資源ごみの処理量を減じた量である」という注釈は書いてあるんですけども、結局のところ、上の表の生活系の資源ごみの量をこの生活系から引くという意味の見方というのはどういうふうになるのかということです。ちょっと、この表現と表の見方がよく分からないので、結局増えたのか減ったのかがちょっと分かりにくいなというふうなところであります。

住民税務課長 家庭系ごみの排出量については、この表の一番下の欄の、令和3年ですと565.5グラムというところに行き着きます。この注についてはちょっと簡単に書かせてもらっていますので、実際の計算式を申し上げますと、令和3年度の縦軸を見ていただいて、生活系ご

みの1,093.65トンから2段上の資源ごみの54.76トンを引きます。それで、トンですので1,000キログラム、1,000を掛けて、さらにグラムに直すので1,000を掛けます。それを1日当たりの365日で割って、さらに一番上の人口の5,033人を割った数字が565.5グラムというふうな計算になります。

全国的な統計についても、県の統計についても、この数字を用いて毎年のごみ排出量の基準としていますので、うちの町についても同じようにこの計算式を用いて行っています。令和2年度と比べますと、1日1人当たりのごみの排出量が8.8グラム多くなっているという見方になります。

7番 計算式はちょっと、もう二、三回聞かないと分からないぐらいの内容ですけれども、要するに我々が排出しているごみの中の資源系ごみ、つまり分別すれば資源として使えますよという部分は、町民の分別の意識が高まった結果になっていると、こういうふうな見方でいいんでしょうか。

住民税務課長 令和2年と令和3年で資源ごみを比べますと、令和3年度のほうが資源として出しているごみの量が少なくなっているという見方になるので……、56.59トンの資源を令和2年度は資源として出しましたが、令和3年度は54.76トンに減っているという見方になります。

7番 今の課長の答弁は、上のほう、上のほうを見て少なくなっていると。私が2番目に質問したのは、1日の家庭系ごみの排出量……、ああ、家庭系ごみだけ見ると多くなっていると。家庭系ごみは多くなっているけれども、資源として使えるのが少なくなっていると。ごみが多くなったということなんですよ、じゃ。（「そうです」の声あり）ああ、そうか。じゃ、まず徹底して、ごみが少なくなるようなあれにしていきたいというふうに思います。

委員長 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

1番 ページは106ページ、4-1-6 斎場管理運営費でありますけれども、数字的に何かというわけではありませんけれども、成果報告書58ページを見まして、まず1つ、この斎場管理運営委員会報酬というの、3万6,000円とありますけれども、その主な修繕工事内容のその他の「その他」とは、どういうふうな内訳でしょうか。

住民税務課長 10万円以下の修繕工事という意味で、その他にくくっておりますが、個々の内容を申し上げますと、コンセントの修繕、あとは照明器具の修繕、屋根の高圧水洗、この3件、合わせて16万8,500円というふうになってございます。

1番 では、もう一つですけれども、斎場管理の運営委員会の報酬でありますけれども、これは斎場周りの草刈りだったり、そういうものを含めての管理なのか、その点ちょっとお聞かせください。

住民税務課長 ただいまの質問については、委員の報償3万6,000円の部分ということなんです

が、この斎場の運営管理について、予算や修繕内容等を含めて審議してもらう委員会がございます。大蔵村から3人、舟形町から3人の計6名の委員の方をお願いしているのです、その方に対する会議の出席報償ということで計上しております。

1番 あの周りの草刈り等の件なんですけれども、どこに載っているか分かりませんが、ちょっとある町民の方から言われて、斎場の周りの草が除草剤をまかれていると。やはり最期の場合でありますので、できれば除草剤ではなく、その通路付近、入り口付近から入るところまで、草が常に枯れているような状況だと何かちょっと嫌だなというふうな意見をいただいたもので、どこにこの草刈り等の管理がなっているのかを聞いたかったんですけれども、できればやっぱり手刈りとか、最期の斎場でありますので、そういうことも心がけていただきたいなと思って聞きました。その点の返答だけよろしくお願いします。

住民税務課長 今言った草刈りの予算については、100ページの環境整備委託料に含まれておりますので、委員おっしゃられた声等も加味しながら、今後していただく方に伝え、そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番 じゃ、102ページの保健衛生費、4款1項の保健衛生費ですけれども、この目が7つほどありますけれども、全てではないんですが、途中で補正を、増額補正をしているにもかかわらず、それ以上の不用額が出ている項目があります。この主な要因というのは何ですか。

健康福祉課長 それぞれの事業について、健康事業委託料等ありますけれども、例えば予防接種事業であったり健康増進事業等、委託料のほうの不用額が100万円単位で出ておりますけれども、こちらにつきましては、各委託先、医院であったり団体であったりというところで、そこにかかった方、健診を受けたり予防接種を受けたりという方が請求をよこすタイミングがどうしても、3月に受けた場合には4月以降になるという都合もございます。

予算のほうは十分に確保した上で、そちらの金額が不足にならないようにということで、3月でその予算、現計予算については調整しないで、3月以降に請求が来ても対応できるという体制で予算の確保をしている関係で、想定よりも請求が少なかったということで不用額として出ているところがあるようです。

金額的にちょっと大きい部分につきましては、できるだけ精査をして、想定額、差額が大きくならないように、今後対応してまいりたいと思います。

10番 今の課長の答弁のように、後で精算になるというふうなことで、そのままにしておいてというふうなのは分かります。ですけれども、例えば予防費、診療所費、それから健康推進事業費、これ、皆途中で補正をしていますよね。補正をしています。しかし、この支出済額は当初予算よりも少ないんですよ。これはちょっと、今の理由とは違いますか。

健康福祉課長 予防費につきまして補正をしてございますけれども、システム改修を行うために

委託料の補正をしているという事情がございました。実際に健診等の委託料とはちょっと別の枠で取っている委託料なものですから、補正させていただいた委託、業務委託については執行しておりますけれども、当初から取っていた予防接種とか健診等の委託料のほうが執行額少なかったということでご理解いただきたいと思います。

10番 いや、先ほど課長が、当初予算で十分に確保しているというような話がありました。その中で、途中で補正をして増額補正をしながらも、当初予算下回る支出済額しかないというのは、やっぱり当初からこの予算の見通しの甘さがあるんじゃないかというふうに思うわけです。今、いろいろな理由述べていただきましたけれども、やっぱりその辺はもう少し精査をする、当初予算の段階で精査をする必要があるのかなと。

じゃ、この中で、そういうふうな突発的なのとか、そういう事業というのはどれほどあったんですか。

健康福祉課長 ちょっと、マイナンバーに関連したシステム改修を当初では想定しておりませんが、突発的な改修ということでしたので補正予算で対応させていただきましたけれども、当初予算で取った健診とか予防接種等につきましての予算規模というところについては、今後、精査して計上させていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。読み上げをお願いします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いします。

財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 112、113ページの6-1-3の水田農業対策費、113ページの一番下の段ですけれども、水稻次期作支援の事業補助金ということで、昨年度頂いて大変助かったのかなと思います。その後の新聞テレビ等々で、燃料価格だったり、肥料価格だったり、食べ物もそうですけれども、大幅に値上がりしているというのは皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、今現在の一部の肥料に対して実例を紹介します。

例えば、田んぼで使う、元肥で使う化成肥料、一番安いものですがけれども、昨年、令和3年度の注文、今年の春使用した肥料ですがけれども、20キロ当たり1,210円で、私、買ってしまし

た。来年の稲作用ということで、町の農協さんから早期予約すると得だよというふうな連絡がありまして、私、注文したんですけれども、早期予約で2,995円ということで248%値上がりしています。早期予約しないで来春買えば3,460円ということで286%値上がりというふうな今現在の実情、現状ですけれども、今回は決算の審査なんですけれども、これに対応するための何らかの方策を、今現在、町当局としては何か思案しているのかどうかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、今質問のあった来年の春肥の前になんですけれども、コロナ対策の燃油・資材高騰対策として10アール当たり1,500円というふうな対策は決定しております。こちらについては、今年の春肥までというふうなことで、燃油と春肥、元肥ですね、その部分をカバーするような形で、2分の1補助ということで1,500円というふうなことを決定いただいているところです。

今ご質問のあった令和5年の元肥につきましては、国のほうで肥料高騰対策を打ち出しております。それは、2割の化学肥料等の低減をするような取組をした場合について該当になります。いろいろなメニューが十数種類ございまして、どれかを選んでいただくような形で取り組んでいただくんですが、その場合ですと、上昇分の7割、2割減った分を加味して70%の上昇分を補助するというふうな内容でございます。それは、国のほうで価格上昇率というものを統計で計算したものを示して、それが20%であれば、その20%分の7割というふうな形で補助がなされるというふうな事業でございます。

具体的には、平成20年度に同様に肥料が高騰したことがありまして、その事業をベースに制度をつくられているような状況であります。具体的に、農家さんへのその支援策、国の支援策の実施の内容については、今月の中旬に各農家さんのほうにお手紙で周知をすることとしてございます。以上です。

2番 私も少しばかり田んぼ作っているんですけれども、やはり規模拡大というところで一生懸命、町当局としても旗振りをして、面積の集約というふうなところで動いていると思いますので、ぜひこういう対策を積極的に進めていただければ、いただかないと大変困るのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。答弁は必要ありません。

町長 答弁要らないと言われたんですが、昨日も県農協中央会の折原会長が知事のほうに要望書を出しているというふうなこともありますので、国、県、そしてそれと連携する形で町のほうでも農業者支援に努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査（朗読、説明省略）

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 126、127ページの備考の欄ですけれども、情報発信動画作成委託料93万7,200円と書かれてありますけれども、これは町のホームページから入っていくと見ることのできる町のPR動画だと思えますけれども、このPR動画、2018年以降の動画は入っていないんですけれども、今現在もこの委託料が支払われているというふうなところはなぜなのか、質問したいと思えます。

まちづくり課長 こちらの情報発信動画作成委託料93万7,200円の内容なんですけど、これにつきましてはSNSで町のCMを試験的に発信したいと。これにつきましては4本作っております。1本が15秒のCMになっています。それで、ユーチューブとか、あとフェイスブック、そういったものにランダムに地域を限定して発信を試験的にしたものでありまして、町のホームページのほうにはちょっとまだ載せていません。ただ、ユーチューブからは検索して見ることができます。

2番 ちょっと、今朝ですけれども、これ見ながら町のホームページもちらり見て、ちょっと開いてみたりしたんですけれども、確かにそういうところありました。

その中で、町の観光物産協会で、同じく町のPR動画というところで多分12本制作なっていると思うんですけれども、これは例えば若あゆ温泉のあの大きなモニターでも、今も毎回毎回、毎日流しているようなんですけれども、これとリンク、リンクといいますか町のホームページから、「舟形愛川里田菜」というんですか、そこに、町のホームページを開けばそれも見られるというふうなようにする、すれば私はいいんじゃないかなと思っているんですけれども、そういう考えはあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

まちづくり課長 観光物産協会を通しまして作成しました、「舟形愛川里田菜」といった12本の動画なんですけど、これにつきましては町のホームページから見れるようにしていきたいと思っております。

12本全部できた段階から、温泉とかでは大画面に流しておりますので、全部できた段階では町のホームページから見れるように、あとはいろいろな交流事業で使えるようにといったものにしていきたいというふうに考えています。

2番 今、12本全て、多分12本完成したところです。12本目が私の住んでいる堀内、あるいは洲崎町内会のお祭りとか花火を取り上げてもらったのが12本目、12番目だと思っておりますので、ぜひなるべく早く、あしたからでも見るようにしていただければと思います。できたばかりだと、多分皆さん開くと思うんですけれども、時間がたてばもう冷めてしまって、次のやつというふうなところに行ってしまうと思えますので、ぜひその辺の対応を急い

でお願いしたいと思います。

まちづくり課長 失礼しました。12本目が完成したところでございます。洲崎の神社のお祭りの様子を動画にしたもので、私も中身を拝見しております。できるだけ早く、町のホームページからも見れるように対応したいと思います。

1番 124ページの6-2-7で、ちょっと言っているのか分かりませんが、全体通してちょっと確認したいことがありまして、令和3年度の鮎まつりの際の鮎、ドライブスルーで売った鮎の、町でまず漁協さんから買っているわけですよね、そのドライブスルーで売った4,000匹の売上げというのはどこに載っているのか、ちょっと探しても分からないので、ちょっとここで聞いていいのか分からないですけれども、振興公社でなっているのか、ちょっとその辺、答弁よろしくお願いします。

まちづくり課長 令和3年度のドライブスルーで鮎を売った売上げなんですけど、これについては温泉が仕入れて、温泉が売るといような形になっておりますので、収入は温泉のほうに入っているといようなものになっています。

そういったふうにした理由といたしましては、コロナの交付金を使って、若鮎まつりが中止になったことによって、売場、売り先がなくなった鮎を全て販売しなきゃいけないといったこともありまして、町が売るのではなくて、温泉のほうで仕入れて、温泉が売るといった形に対して町が補助を出しているといった中身を取ったものです。

1番 となると、総合的な売上げ的なもので、その鮎の売上げ的な項目では載らないということですね。（「はい」の声あり）はい、分かりました。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが126ページ、そして127ページの備考の欄に、こぶしの道維持管理委託料15万円というふうにありますけど、私の認識が間違っていると悪いので、まず場所から確認をしていきたいと思います。

私の認識では、舟形の若あゆ温泉に行く橋を越えて、陸羽東線の陸橋を越えたところから、あの道路の若あゆ温泉に入るところまでの道路沿いにある木のことを言っているのか、まずその辺から確認をしていきたいと思います。

まちづくり課長 今、奥山委員のご質問にありましたように、一関大橋を過ぎてから、あの温泉までの道路沿いに植えられているコブシの管理委託になっています。

9番 年に何回か、あの温泉に行ったり、ゴルフに行ったりということで、あの場所、あの道路を通っているわけですがけれども、毎年ですがけれども、豪雪による木の傷み、そしてまた木がなかったりというようなことで非常に、景観上よかれと思ってやったことなんだろうけれども、あの状況を見ると逆にイメージをダウンしてしまっているんじゃないかなというふうに感じております。

もしやるのであれば、やはり木のないところには植栽をすとか、もう少しきちっと、この若あゆ温泉なりゴルフ場に来ていただく方のためにも景観をよくしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、この辺についての考えをお聞かせください。

まちづくり課長 今回の質問にお答えする前に、先ほどの質問になんですが、失礼しました、一関大橋の手前から植えられているコブシの管理です。

ただいまの質問に対してなんですが、やはり維持管理が結構かかります。15万円というのは、もう定額、ここ数年定額で委託していて、15万円の範囲内で管理してくださいといったお願いしかできない状況にあります。

今年度も、雪で倒れてきているコブシの木については、やはり伐採などをして景観には配慮はしてきているんですが、なかなか、また新しく植えたとしても、またやはりこの雪で押されて倒れてくるといったようなのを繰り返すといった状況が想定されるものですから、今のところは現状維持、倒れてきたものを起こすなり、枯れたものは伐採するなりといった維持管理しかできていない状況であります。今後もちよとなかなか難しいのかなというふうに考えています。

9番 のり面がないところのコブシについては、何ら問題なく生育をしているわけです。のり面があるところの場所の、降雪によって押されて傾いたり、倒れたりというようなところがあるので、むしろ平らなところ、のり面のところはもう全てなくしてしまって、もっと橋の手前からマッシュルームスタンドの辺りまでだったら雪がのり面から落ちてくるということはないので、ここら辺をきちっと整備して行って、その先は、のり面あるところは全て撤去してしまったほうが景観上はよろしいのかなというふうに思いますが、この辺についての考えをお聞かせください。

まちづくり課長 やはり、今ご質問にもありましたように、のり面はどうしても倒れやすいと。平らなところはやはり今まだ生育しています。そういったところで、平らなところにもっと植樹をしてというようなことのお話なんですが、降雪時期の除雪状況を見ると、コブシの木をよけながら排雪をお願いしております。なかなかあそこに、平らなところに植樹を重ねて連ねていきますと、やはり除雪の排雪のほうにもなかなか影響が出るのかなというふうによりよと考えているところです。

そもそもは、あそこに植樹をする方の寄附を募って植えたものであります。本来であれば、その植樹された方が自分たちで管理をしていくというようなスタートであったんですが、基金の通帳、今はもう全て使い果たしてないんですが、通帳も全て使い果たして、今は町の予算で管理しているといった状況なものですから、これから植樹を増やしてというのは、今のところはちょっと想定はしていない状況であります。例年の道路の草刈りとか、そういったところで環境の整備をしていくのが現状のところかなというふうに考えてます。

委員長 奥山委員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

9番 ありがとうございます。というのは、私のちょっと質問の仕方が悪かったのかなというふうに思ったところでした。というのは、今よりも増やせという考えはありません。今、平らなところにあるコブシを残して、のり面にあるところのコブシは逆に傾いたり様々しているようなものがあれば撤去をしたほうがいいんじゃないですかということなので、別に、この平らなところにもっとこの植栽をしろというような考えはありません。そういったところを誤解しないで、もう少し景観上、誰が見ても、ああ、やんばい何か育っているなというふうに感じられるようにしていただきたいというふうなことです。答弁をお願いします。

まちづくり課長 ちょっと質問を誤解しておりまして、大変失礼しました。

実際、今植えられているのり面のコブシに関しては、倒れてきたり枯れるまではそのままにしておいてもよろしいのかなというふうに思っております。倒れたり枯れたりしたら、こちらで伐採なりそういった対処をすると、今生育している平らなところをしっかりと管理してまいりたいと、そのように感じておりますので、より多くの方が舟形町の花であるコブシを見ていただけるようにしてまいりたいというふう考えています。

委員長 ほかにありませんか。

6番 決算の内容じゃないので、ちょっと一言だけ。

今、奥山さんがいいこと言って、課長も今、町の花ですよと言いましたよね。町の花であれば、切るとかなんとかじゃなくて、前に私、一般質問で話しましたけれども、温泉一帯にコブシを全部植えるとか、何か手を尽くす方法を考えなければならぬんじゃないかと思うんです。15万円しか出せないじゃなくて、もっと出すような何か仕組みをしないと、せっかく植えたものを切っていくとか、枯れたら倒していくとか、それでは何もならないといえますか、町の花ですから何とかして守るとか、もっとう、町全体をコブシの花で全部埋めるとか、そういう発想がないんですかね。15万円しか出せないじゃなくて、町長、笑っていないで。(発言者あり) ええ。そういう夢のあるような、何ていいますか、そういう発想をお願いしたい。町長。

町長 奥山委員の件に関しまして、積極的に切るというのは、寄附をしていただいた方の思いもありますので、曾根田課長がおっしゃられるとおり、やっぱりある程度それなりの理由があった場合に切っていくと得ないだろうというふうには思いますし、また、せっかく育てているというふうな木についてまで伐採するのではなくて、多少やっぱり除雪の投雪するのに非常に厳しいというふうな除雪のほうからの話も聞いておりますけれども、そこはしっかりと、守るものは守っていくというふうなことでいきたいというふうに思います。

その上で、今、斎藤委員のほうからありましたとおり、町の花というふうなことであります

ので、町の花を、確かに言われてみれば、こぶしロードはあるんですが、若あゆ温泉のところにコブシの木というのはないなというふうに今思ったところですが、そういったところも踏まえて考えると、やはりある程度そういったものの植樹というのもありなのかなというふうには思います。

植栽計画を含めて、コブシと似ているような花でモクレンというのがありますが、そういったところで、コブシの花の咲く時期とかを見ながら、どういう形、町の木がコブシの木なのにモクレンを植えるというわけにはいかないでしょうけれども、できる限りそういった中で、町の花であるコブシの木を浸透できるように少し検討をさせていただきたいというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

10番 126、127ページですけれども、18節のほうに負担金、補助及び交付金の中で、金額は小さいんですけども、陸羽東西線利用推進協議会負担金というのがあります。協議会ですからいろいろな事業をやっていると思うんですが、この事業、令和3年度の事業内容について聞きたいと思います。

町長 私も会員になっておりますので、基本的には年1回総会をし、そしてJR、県等に要望書を提出していると。やはり東西線をなくさないというふうなことで、それが一番の問題になっていると。それに併せて利用促進というふうなことがあるんですが、特に庄内から新庄までの高規格道路の中で、今、陸羽西線がバスの代行運転になっております。そんなこともありましてちょっと西線が、国交省のほうでの発表で赤字路線というふうなことで発表されているところもございまして、非常にそういった面では厳しい状況だというふうな認識を持っておりまして、ただ、JRさんのほうでは西線を廃線するというような方向はないというふうなことで、そういった確認もしているんですが、そういった危機感を持ちながら東西線の運動というふうなことを、関連する市町村が非常に少ないというところもあるんですが、一生懸命そういった存続に向けての運動を展開しているところであります。

10番 今の町長の答弁のとおりでありまして、今、JRのほうでも赤字路線の見直しというふうなことに着手しております。昨日の新聞あたりも見ましても、陸羽東線に関しては鳴子―最上間の乗客の密度というか、もう100人以下というようなことで上がっているわけですけども、当然、これからの協議の対象になるというふうに思います。

舟形町には、東長沢駅、長沢駅というようなことで2つの駅がありまして、今、高校生等の利用もあるわけですけども、この前、町長も参加しましたけれども、新幹線の、奥羽新幹線の建設促進というふうなことを県でもやっているわけですが、この陸羽東線の存続というのも町にとっては大事な事かなというふうに思っております。

そんな意味で、やっぱり今、今後の取組の仕方としては、例えば鉄道存続、あるいはバス転

換というか、そういうようなことでのこの地域の地域協議会、そういう検討する地域協議会を立ち上げるといふふうな話になっているようです。そういう意味で、町のそういう対応といふか今後の取組方について、やっぱりしっかりと固めておく必要があるのではないかなといふふうに思うんですけども、町長、どう思いますか、その辺。

町長 今、10番委員さんのおっしゃられるとおりでありまして、やはり町としましても、西線は直接的には関連する部分はないんですが、陸羽東線、東長沢駅、長沢駅といふふうなことで2つの駅があり、そこを利用する方も少なからずといひますか、まあ、あまり多くはないかもしれませんが、東線が廃止されるとやはり最上町であったりといふふうなところに非常に困る方が多くいますので、そういったところも含めて、町としましては自分のところだけでなく、最上地域全体として東西線があることでの優位性といふふうなものをしっかりと認識した上で、こういった協議会のほうに積極的に参加して要望してまいりたいと思っております。

10番 以前に先輩議員が、紫山のほうにパープル駅といふような駅を造るんだといふような、熱い語りといひますか、そういう夢を語った議員もいるんですけども、ぜひやっぱり私としても、この60年間、家が近くなものですから、日常の風景としてこの陸羽東線を見てきたわけです。まあ、それは別としても、やっぱり今、利用客がいると。今後、この前、町長が、私も出席しましたけれども、その講演の中でも、今後この鉄道の利用といふのは見直していくべきだと、そういうふうな意見もあります。そんな意味で、ぜひ先頭に立っていろいろ存続の運動をお願いしたいと思ひます。以上です。

1番 では、同じページ、同じ項目でちょっと質問したいと思ひます。

私は、長沢でありまして、陸羽東線の中でいって家から徒歩で5分で行ける駅で、新庄に利用するときには結構利用してました。しかし、ここ数年、夜の便が減便、ダイヤ改正、今、夜1本しかありません。といふことは、学生の人も部活動だったりいろいろなことを考えるとその1本では帰ってこられない状況であります。といふのは、もうほとんど利用客がないといふ今現状あります。私、新庄に行って帰ってくる時もほぼ貸切りです。何でこんな、私、金山出身で車がないので、こんな便利なものないなと思ひて結構利用はしているんですけども、やっぱり地域の使い方としてもっと、宮城にまで行かなくても最上の往復、ピストンできるような体制があれば、すごい利用しやすいなといふも思ひています。

その点も含めて、今後、東線がまずもうちょっと増便できるようなこととか、今、学校のほうもやっぱりバスでの送迎ってありますので、その分でも結構減っていると思ひますけれども、やっぱり利便性のことを考えるとすごい便利なものであると思ひますので、利用促進と今後の継続に向けてしっかりと協議していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町長 私も同感であります。先日、10番委員さんからもありましたとおりで、奥羽新幹線、そして

羽越新幹線のシンポジウムといいますか、期成同盟会のお話があったときに、やはりこれから環境負荷を減らす乗り物的にいけば鉄道だというふうな話でありまして、当然それは、個人で車で動くというふうなことを考えれば、鉄道のほうが絶対的にやっぱり環境負荷は低いんだらうというふうに思いますし、基本的に赤字採算というふうなところでどんどん廃止してきている国は日本しかないというふうな話も受けました。

ヨーロッパは、逆にそういったところで見直しをし、国であったり県であったり関係自治体が補助金を出しながら、先ほど言った減便してきている分を増便しているという話も聞きました。それをすることによって、今度は利用者が増えるという話も実例を交えてお聞きしてきましたので、そういったことも含めて、やはりこれから環境負荷、今年度、うちの町もゼロカーボンというふうなことで宣言を予定しております。そういった中で、やはり鉄道のことについては非常にいい話を聞いたなというふうに思いましたので、そういったところも踏まえて、ぜひ町としましても、陸羽東線の利用拡大の意味でも夜の便を減便するのではなくて、今後やっぱり増便をJRさんのほうにもお願いをしていかなければいけないというふうに思います。

そのためには、やはり関係する自治体も多少身銭を切らなければいけないんだらうというふうに思いますので、そういったことが関係市町村の中で提案して決議になれば、また議会のほうにお願いをする形になるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

3番 126、127ページ、備考の(7)の委託料、ここで河川仮設トイレ設置管理業務委託料とございます。河川の仮設トイレ設置、何か所、どこに設置されているのかお伺いします。

まちづくり課長 この河川仮設トイレ設置業務委託料は、小国川漁業協同組合さんにまず委託をしております。設置箇所は、5か所に仮設トイレを設置しております。1つは、長沢地区の……、すみません、長沢地区に1か所です。もう一か所が、一の関大橋の下。もう一か所が、木友の……、失礼しました、女神の記念公園の近くなんです、すみません、字名が、ちょっとすみません、今ちょっと思い出せません、その近くに1つ。あともう一つが、富長橋の下のほうに1つ。もう一か所が、富田の河川敷、小国川の河川敷の多目的広場といった、ラジコンを飛ばしている近くに1つ設置してあったと、ちょっとすみません、記憶しております。以上です。

委員長 暫時休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時50分 再開

委員長 再開します。

7番 それでは、130ページ、7-1-5のまちおこし事業、これに都市と農村交流、書かれていますけれども、本来であれば、ここに若鮎まつり事業が載ってくる項目だというふうに思っています。

それで、載っていない事業なんですけれども、去年はコロナで中止ということで、テレビ見ておりましたら町長が売店で売っている姿なんかも映っていましたが、そのときに周りに、そこに従事していた交通整理とか職員がもしいるとしたら、ここら辺に時間外手当等とか載せるべき項目が本当は出てくるのかなというふうに思うんですけれども、そういった職員がいなかったのかどうか質問いたします。

まちづくり課長 昨年度のドライブスルーのときには、販売のところや、あとは駐車場係とか、そういったところには職員を配置しておりました。（「していないのか」の声あり）配置しておりました。

7番 そうしたら、そこで従事しておったら、ここに若鮎まつり事業ということで職員の時間外手当を載せるべきなんじゃないんですか。それ、抜けていませんか。どこに載せているのか質問いたします。

まちづくり課長 こちらのドライブスルーの事業は、款項目でいきますと2-1-22の新型コロナウイルス感染症対策費、この交付金を使った事業で、9番の町特産品販売促進事業ということでドライブスルーを展開している事業になっております。その中に、職員手当等ということで37万3,382円、こちらのほうを実績として掲載させてもらっているものです。この中で、参加した職員のほうに時間外等の手当をお支払いしているものです。

7番 やっぱりそういったところ、括弧書きでもいいから書いてもらわないとやっぱり、どこで人件費をどういうふうに使っているのかというのが、これ、分からないところでもう使われてしまっている、質問も出なかったわけですから、2款では。やはりこういうきちんとした項目の中で、そのイベントの中で使った職員、使ったというか働いていただいた職員はここで出すべきだというふうに私は思います。

そしてまた、ちょっとこの、何ていうんですか、注文をいただいて鮎焼きを、焼いた鮎を売るというのは結構好評でして、私も知人に随分買っていただいております。それで、参考までに、その言われたことを皆さんにお伝えして、実行委員会で多分協議するんでしょうけれども、来年の参考にしてもらいたいなと思います。

まず、鮎、焼き鮎400円、焼き鮎400円ね、私、60匹とか70匹ぐらい知人に買っていただいているんですけれども、聞かれたのが、「塩焼きですか」って聞かれました。初めて買う人とか遠くの方は、素焼きなのかと、こういうふうに思って聞いたんだと思いますから、とっさに「塩焼きです」というふうに答えて、確認、ああ、これはまずいなと思って確認しましたので、やっぱり表示はしっかりと、塩焼きなら塩焼きというふうを書くべきだというふうに思

います。

そしてまた、予約と書いてあるようですけれども、当日やっぱり、そこに行って焼いた鮎を買えるんですかという問合せもあったようであります。やはりそれ、今、私も分からないです。本当に当日、焼いた鮎をね、焼いてもらえるのかどうか。もらえないとしたら、焼いた鮎をそこで提供する、そのために新型コロナで、ガスで焼く自動鮎焼き機ですか、ああいうのを買ったというふうに私は思いますからフル活用して、その好評な焼き鮎、塩焼きをぜひ売っていただきたいなと思います。むしろそういったところでも需要がたくさんあるんじゃないかなと思うくらい、去年と今年、注文いただきましたので、ぜひそういったところを活用してってもらいたいというふうに思います。答弁をお願いします。

町長 最初に、7款のほうにその職員の人件費等を括弧書きでもいいから書くべきでないかというお話ですが、予算書の作り方、それからそれと連動する決算書の作り方になりますので、ここには括弧書きとしてでもそういったことを載せることについてはまず無理でありますので、まずそういったことは最初にご理解いただきたいというふうに思います。

まちづくり課長 それでは、私のほうから、焼き鮎の表示というか、表示の仕方と、あと当日買えるのかといったこと、2点についてお答えいたしたいと思います。

やはり、7番委員さんのおっしゃられるように、塩焼きなのかを書かしていないというのは、私ども、これまでも感覚が焼き鮎というのでどうしてもイメージしていたものですから、そこはお客様に伝わりやすいように、今後ちょっとあの表示の仕方も参考にさせていただきたいなと思っています。

あとは、当日買えるのかといったところなんですけど、去年は基本的には予約だけの販売で、若干は当日用には用意していたんですが、大々的には当日買えるというふうには去年はしておりませんでした。ただ、今年度は、1歩でも2歩でも前に進んで若鮎まつりをやっていきたいという、実行委員会でもお話もあったものですから、当日分を、限定ではあるんですが、当日来たお客様からも買っていただけるようにしております。それはチラシ等にも、当日分というところで記載はしていたところですよ。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査は、ここまでといたします。

9月12日月曜日午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時58分 散会

令和4年9月12日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和4年決算審査特別委員会第3日目

令和4年9月12日(月)

出席委員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	まちづくり課長補佐	野 尻 誠
副町長	鏡 裕 之	住民税務課長補佐	森 英 利
会計管理者	伊藤 茂 樹	住民税務課長補佐	大 場 由美子
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	住民税務課主査	沼澤 辰 成
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	森 祐 子
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住民税務課長	沼澤 一 征	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地域整備課長	伊藤 秀 樹	健康福祉課係長	佐 藤 祐
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	農業振興課長補佐	八 畝 俊 勝
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	地域整備課長補佐	大 場 君 博
総務課財政主査	佐藤 拓	地域整備課係長	松 本 正 人
教育長	伊藤 幸 一	教育課長補佐	植 松 昌 人
教育課長	豊岡 将 志	代表監査委員	齊 藤 徹
総務課長補佐	大 場 健 一	監査事務局長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

本日の会議に付した事件

- 認定第 1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第 1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

一般会計第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 それでは、132、133ページの道路新設改良費のところですか。右側の備考の欄ですけれども、委託料について質問します。

成果報告書の中の83ページです。委託料が繰越しのところ83万1,000円、あとは委託料でその下166万6,500円となっていて、この中の福寿野岡矢場線の変更、あるいは差異積算業務というふうな文言が書かれてありますけれども、この路線の今現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、成果報告書の委託料83万1,050円の中の福寿野岡矢場線の変更修正設計業務については、こちら境界立会をした後の地図訂正のほうをする際の測量業務の中身と、あとそれに伴う分筆の図面を作成するところまでの業務の内容になります。

次に、166万6,500円の中の①の部分についてですけれども、こちらのほうは年度をまたいで次の年になると、こちら積算の中身が少し変わるということで、この年に関しましては、次の年に少し変動があったということで、そちらのほうの内容を再積算したという中身になります。

あと次に、④の部分になりますけれども、この中身としましては、所有権移転の登記を2件、あと分筆登記を1件で合わせて6万500円という形になっております。

以上になります。

すみません。進捗状況に関しましては、補償の部分でちょうど県道の福寿野熊高線と、あと今回の町道の交差の部分、十字路になるんですけれども、そちらのほうのお宅を1軒の補償をしまして、補償の部分についてはその1軒でまだとどまっているという形です。土地の件に関しましては、新庄次年子村山線と今回の町道の計画のタッチ部分になるんですけれども、その部分の2筆分だけは所有権移転して、今完了しているという中身になっておりまして、補償でいきますと、事業費ベースで約7割くらい終わっているという感じだと思います。

あとは、土地に関しては、そのお宅の土地の1筆分を買っておりまして、そこと新庄次年子村山線の2軒分という形になっております。面積で言いますと、まだ1割くらいかなという進捗状況です。工事に関しては、まだやっていないという中身になります。

以上です。

2番 説明ありがとうございました。

私も舟形もそうですけれども、大蔵村の方で知り合いがおりまして、学生を舟形駅まで送っていくというふうな家庭もあって、何とか早くあそこをしてくれたらいいのになというふうな要望の声があったもので、今、質問したんですけれども、具体的に工事にかかるというふうなところはいつ頃かなと思って、改めてお聞きしたいと思います。

地域強靱化対策室長 工事に関しましては、今考えている部分というのが、新庄次年子村山線と町道のタッチの部分のあそこに畑があるんですけれども、その畑の部分だけまず本人たちから了解を得ているので、その部分を最初にしたいという計画でいます。

そこが完了してからは、旧道の部分をまず拡幅して、最終的に新設のほうの道路を県道のタッチ部分からになるか、ちょっとここが今、進捗状況で分からないところなんですけれども、全部まとまれば、そのまま交差点のほうに向かって進んでいきたいという計画ではいます。

以上です。

委員長 答弁よろしいですか。（「はい」の声あり）

その他、質疑ございませんか。

7番 136ページ、841住宅管理費の137ページの2の（4）除雪委託料104万6,000円とありますけれども、この住宅管理費の中での除雪、これどういう内容だったか質問いたします。

地域整備課長 住宅管理費の中の除雪委託料につきましては、屋根の雪下ろし、雪庇処理、あと駐車場の周辺の除雪という具合になっております。

以上です。

7番 屋根の除雪とか駐車場の除雪とかあると思うんですけれども、前の項に8款2項3目の除雪対策費2億2,600万円ぐらい計上されておりますけれども、こういった除雪と連携しながらそういった除雪を行っているものなのか、それとも単独での町営住宅等そういったものを行っているのか、そこら辺のところを。

これに限らず、連携してやっているというようなところがあるのであれば、あるというふうに、あるのかどうかも含めてちょっと連携しているのかどうか質問いたします。

地域整備課長 住宅除雪と町道の除雪につきましては、特に連携しているということはございません。別々になっております。住宅のほうは屋根の状況、または周辺状況を見て除雪の判断をしているところでございます。

以上です。

7番 雪国ですから、よく町民の皆さんに家の前の雪を出すなという広告とか出ていますけれども、こういう町が所有する建物等の除雪に関してもある程度やっぱり連携して除雪するというのは必要なことじゃないかなと、私はそういうふうに思っています。だから、あってもやぶさかではないというふうに思っているんですけども、例えば款項目に限らず、町の総除雪費というのは、総務課でもいいし、そちらの課、どこの課でもいいんですけども、町がかけている経費の中での除雪費という総額を把握しているものかなというふうに思うときがあります。

そういった総除雪費、保育園もそうですし、公民館もそうですし、町営住宅もそうですし、道路もそうですし、そういった除雪にかかる総経費、これを把握しているかどうか質問いたします。

総務課財政主査 除雪の町の総額としては、押さえているところはあるんですけども、ちょっと今、現時点ではちょっと持ち合わせていないので、お答えすることはできないんですけども、総額としては幾らというのは押さえております。

委員長 佐藤委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

7番 委員長にもお願いですけども、その総額を把握しているんでしたら、ぜひその資料を議会のほうに、議員のほうに提出していただきたいと。これは委員長にもお願いでもありますし、拓君ですか、調べて分かるんだったら提出をお願いしたいというふうに思います。

総務課財政主査 後ほど提出させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 その他、質疑。

1番 ページ、134ページの8の2の3除雪対策費の備考欄の町道除雪業務委託料の内訳で、成果報告書の85ページになりますけれども、成果報告書で言いますと（2）業務内容といたしまして、内訳として、道路除雪費、あと排雪費となっております、これが1億6,790万円と、足すとそうなりますけれども、令和2年度では除排雪業務にかかる経費として挙げられているんですけども、令和2年度よりも600万円ほど高くなっているわけですけども、これはあえて除排雪から町道除雪業務委託料で今年内訳しているんですけども、まだ600万円のなもの、例えば令和2年よりも令和3年のほうが高くなった内訳というか、理由をお聞かせください。

地域整備課長 ご質問の道路除雪費について、除雪費と排雪費の令和2年度、令和3年度の内訳の比較ができるようにという形の分けた理由につきましては、除雪費、排雪費それぞれ見やすいように分けてもらいたいという要望がありまして分けたところでございます。

1番 では、分かればですけども、令和2年度排雪と一緒になっていますけれども、令和2年

度の除雪と排雪費の内訳が分かれば教えてください。

地域整備課長 令和2年度につきましては、道路除雪費が7,955万9,000円、排雪費が7,621万9,000円となっております。

以上です。

1番 除雪費と排雪費、令和2年度よりも高くなっていて、除排雪と見やすく変えたということで認識しました。

令和2年度よりも令和3年度、排雪費を抑えてするような方向性でしたと思いますけれども、やっぱり実績に足してみると令和2年度よりも600万円ほど高かったのかなと思ひまして、ちょっと質問しました。

排雪のほうは、そんなに誤差はなさそうなんですけれども、その点もうちょっと改良できるのか、令和4年度について。その辺だけお聞かせください。

地域整備課長 まず、除雪の状況、令和2年度と令和3年度の状況なんですけれども、令和2年度が稼働日数から言いますと44日稼働で、令和3年度が53日稼働となっております。道路除雪の日数が多いものですから、単純に排雪の費用どうなっているかという比較、なかなか難しいんですけれども、除雪と排雪の合計について排雪費の占める割合を考えますと、令和2年度が排雪費が49%、令和3年度が46%、若干ながら排雪軽減されているのかなということで考えているところです。

今年度も排雪につきましては、できるだけ雪割り、時期タイミングもあるんですけれども、雪割りのタイミングをうまく設定しまして、雪割りで解かして排雪を少なくするという方向でまずは取り組んでみたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 136、137ページ、住宅管理費についてお聞きします。

137ページの(4)の委託料、ここに特殊建築物検査委託料31万3,500円ありますけれども、この検査というのはどのような内容の検査を行っているのかお伺いします。

地域整備課長 特殊建築物検査委託料につきましては、建築基準法第12条の1項に示されている検査でありまして、義務づけられている検査でありまして、舟形団地について行っているものであります。

安全上、防災上、衛生上、特に重要な建物ということで検査しております。

検査の内容につきましては、外観、屋根など躯体部分の安全性、老朽度のチェックということが検査の内容になっております。

以上です。

3番 この検査の頻度というのは、毎年行っているのか、1年に何回か行っているのか、何年に

1回、ちょっとそこら辺をお伺いします。

地域整備課長 1年に1回実施しております。

3番 この検査を行っている業者というのは、こういったところの会社名は結構ですので、こういった内容をやっているところの業者というか、そこら辺をお聞きします。

地域整備課長 建築士の資格を持った業者になります。

委員長 ほかにありませんか。

1番 ページ数が134、8の2の3ですけれども、次のページ、136ページ、137の上の備考欄にあります。河川公園管理事業といたしまして、(5)の備品購入で、芝刈り機購入費、これは故障した芝刈り機を、年度を越えての注文で納入されたと思いますけれども、まず、今2台、草刈って草を集める形でやっていますけれども、その刈って収集するタイミングというのは誤差というか、何日後に取るのか、それともその日に集めるのか、ちょっとその辺のちょっと利用方法をちょっとお聞かせください。

地域強靱化対策室長 タイミングにつきましては、本来であればすぐ集めたいという考えではいるんですけれども、今、職員の中で対応しているものですから、そちらのほう、次の日になるか、もしくはまだ2日後とかそういった形になってしまっている状況ではあります。

しかしながら、一応うちのほうでは、職員3名今体制でそこを回しているような形で、できるだけ早い対応を心がけてはいるんですけれども、まず初めにチャイルドランドのほうを優先的にある程度、子供たちに利用していただきたいという部分で、そこをメインに考えた上で、芋煮会会場なり、そちらのほうを調整しているという形になっているものですから、2日後とか、多いときであれば3日後とかになっているような状況であります。

以上です。

1番 2台体制したというのも分かるんですけれども、やはりそもそも1つの機械で刈取りと集める機械的なものを、以前使用していたと思いますけれども、今回そういう集める機械が詰まったりとかするような形で、そういうふうな2台という形にしたのかと思っていましてけれども、やはりチャイルドランドが最初スタートして、どんどん芋煮会場、グラウンドのほうに行きますと、どんどん草が刈ったやつが残ってしまっていて、これいつ取るのかなと思っていつも見ているんですけれども、やはりできればチャイルドランド、子供たちが遊ぶところが優先とは分かりますけれども、やはりあそこを全体的に、人員不足ということもありますけれども、やはり利用するところは全体的に利用するわけですから、予算的なものあると思いますけれども、1台にできなかったのかなと今さらですけれども思うんですけれども、やはり2台体制ということでやはり2人が必要になってしまうような状況だと思えますけれども、人員不足ということは理解しました。その答弁は別に要らないので。

あとは、河川公園の上の、成果報告書の86ページの(2)の事業内容の①河川公園管理委託

料で、芝刈り、堤防草刈りとありますけれども、以前もお聞きしましたけれども、堤防の草刈りに関しては、好意的なものでしてもらっているということの答えでしたけれども、今、この芝刈り機自体も以前も質問しましたけれども、やはりのり面も刈れるような機能を持ったものがどうなのかなあと私は思っていましたけれども、今回のような2台体制というような考えすれば、そういうのり面もできるようなものでもよかったのかなと思いますけれども、今後、やはり公園内なので堤防のほうもきれいになるのがいいかなとちょっと個人的に思いますので、今後の体制をどうしていくのか、ちょっとその辺お聞かせください。

地域強靱化対策室長 堤防の草刈りについての機械の部分でちょっと説明したいと思うんですけども、今刈っている芝刈りの部分というのは、機械自体が芝を刈る機械になっております。堤防に生えているものというのが、草になっておまして、雑草になります。そうすると、小さいほうの機械の芝刈りじゃないほうの機械が実はあるんですけども、そちらのほうではまず対応できないということで、かつ、それをのり面を刈るものとなってきますと、今の機械というのが100万円前後なんですけれども、そののりを刈る機械になっていきますとゼロが1つ違う金額になってきてしまいます。

その辺も含んで、やっぱり堤防ののり面の部分に関しては、やはり手で刈ったほうが安上がりだという中で考えて、今の計画をしております。

以上です。

1番 確かに金額高いのは分かりますけれども、のり面的なものを手刈りでした場合の後処理的なものが、やはり残っている草の、やっぱり公園芝生すごくきれいなのにのり面がやはり目立つなという気持ちがあるので、手刈りはしようがないと思いますけれども、なるべく河川公園をきれいに見せるように努力していただきたいと思います。

答弁あれば答弁あっていいんですけども、なければいいです。

委員長 その他ありませんか。

2番 先ほどの135ページの町道除雪委託料というところで、成果報告書の85ページでちょっと先ほど議題になっていましたけれども、委託料の内訳ということで、私は今現在、⑤まで細分化したというのは、来年度以降比較対照でかなり見える化というところで、大変いい取組をしてもらったなというふうなところに思っています。

(3)の成果のところですけども、除雪管理システム無料試験導入というふうなものを、これは試験的にこういう装置を導入しているのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

地域整備課長 令和3年度、試験的に無料で運用しまして、どういうシステムで使い勝手なのかというあたりを実証したところです。

令和4年度につきましては、その実証を踏まえて、新たに導入という形で予算化していると

ころでございます。

以上です。

2番 令和3年度の中でこういうふうな稼働集計、あるいは日報作成ということでオペレーターさんにとっては大分作業の軽減といたしますか、この成果には大幅に削減というふうな言葉が書かれてありますけれども、その辺のオペレーターさんからの声などは把握しているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 使用後、4月、今年度に入りましてから使い勝手と、あと問題点等を各業者さんにアンケートという形で取りまして、まとめているところでございます。それに基づいて、今年度からの運用、一部メーカーさんに改良のほうをお願いをしたりして、運用するような計画であります。

以上です。

2番 今年の冬からこういうシステムを導入して、全路線に対応するというふうな理解でいいんですかね。

すみません、1点お願いします。

地域整備課長 町道除雪全路線、委託業者全てについて対応するような形で進めております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

10番 私からも143ページの除雪対策費ですけれども、先ほどから問題なっています道路除雪費と排雪費ですけれども、今年、除雪に入る前に何か担当している業者さんのほうが来まして、今年から排雪のほうを若干減らすと、そういうふうなことで了解をいただきたいというふうな話がありましたけれども、さっき課長のほうの答弁で令和2年度と令和3年度の排雪費の額の差といたしますか、見ますとあまり変わっていないような気がするんですけれども、その辺、私は2割ぐらいは減るのかなあと求めて期待していたんですけれども、その辺の何ていうか検証というか、そういうものはやったんでしょうか。

地域整備課長 排雪につきましての検証作業という点につきましては、今、鋭意進めているところではございます。ただ、令和3年度につきましては、令和2年度と比較して特に3月なんですけれども、令和3年度が降雪があり、若干気温が低い時期が多かったのかなということ、さらには稼働日数が令和3年度55日で、令和2年度が44日という具合に、令和3年度のほうが降雪としては令和2年度に比較して、特に2月から3月にかけて、2月の下旬から3月にかけての降雪が多かったのかなというふうに見ております。

そういうこともありまして、排雪については、ある程度、雪割り等で早めに対応して消した部分もあるんですけれども、あまり変わっていないという状況になってしまったのかなというふうには分析しております。

今後につきましては、さらに雪割り箇所の精査、あとは雪割り時期のタイミングの適正化あたりを検討し、排雪の経費削減に努めていきたいと考えております。

以上です。

10番 今、課長の話にありましたように、やっぱりその年の雪の量にもよりますので、一概には言えないというふうに思うんですけども、やっぱりシーズン前にそれは確かですよ。今年も排雪はあまりやらないのと言ったのは。

だとすれば、やっぱりある程度町内で堆積をしている場所というのは、ほとんど分かるというふうに思うんです。そういう意味で、やっぱりある程度町のほうで、そういう基準というか、きちっと示さないと、やっぱり業者のほうはある程度何ていうか、利益というか、そういうこともありますので、なかなかやっぱり減らないのかなと、変わらないのかなというふうに思います。

それともう一つは、13号線を山形のほうに行くと、尾花沢の最上川、ずっと河川敷に雪を捨てているわけですけども、今年あたりもほぼ連休頃まで重機を置いて雪割りっていうか、その片づけ方をしていたのが見受けられます。

舟形町でもそういうふうに雪捨場のほうの雪の片づけ方っていうか、そういうこともやっているんですか。

あともう一つは、河川にそういうふうな置いた場合のきちんと片づけようというふうな取決めもあるんですか、その辺伺います。

地域整備課長 排雪場所をさらに排雪するという箇所については、河川公園の上流側、鮎型水路の上流のほうに堆積している雪につきましては、処分している状況でございます。ほかの河川については、そのまま置き放しの状況で、特にいつまで排雪するというような決まりはないというふうに把握しております。

以上です。

10番 町長もいつもこの自助・公助・共助だというふうに言っているわけですけども、やっぱりそういった部分をもう少し厳しくというか、はっきりしていくことも必要かなというふうに思うんです。ですから、ある程度やっぱりそういう堆積場所の基準というか、雪を片づける排雪をする基準というものをきちっと設けて、目標数字、例えば今年、去年あたりで7,400万円ぐらいかかっていますけれども、やっぱり5,000万円だったら5,000万円ぐらいでできないかと、そういうふうな逆算的な計画も必要かなというふうに思うんですけども、その辺の考えどうですか。

地域整備課長 予算からまず上限額を決めてという排雪の対応になりますと、正直、かなり厳しい、難しいのかなという考えがあります。

ただ、議員ご指摘のとおり、排雪経費の削減は使命ですので、業者、排雪、除雪、排雪業者

と連携しながら、排雪の軽減をできるだけこなせるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、9款消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 138、139ということで、非常備消防事業の中で7、(2) 備品購入費180万4,000円あります。

これの内訳をお聞きします。

住民税務課長 この備品購入については、投光器を2台購入しております。1台が堀内の消防団に130万9,000円です。あともう一台は福寿野の消防団に49万5,000円で導入しているものです。

3番 これに関して相見積りとか何社か取ってこれに選定したという、そういう経緯をお聞きします。

住民税務課長 これについては入札で行っておりまして、3社の入札で競争しております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

2番 139ページの消防団、すみません、成果報告書の90ページですけれども、昨年度、町本部指揮車ということで購入していますけれども、これは当初予算のところですが、484万8,000円というふうな金額を置いてあったと思います。

これの発電が1,500ワット可能というふうな内容だったと思うんですけれども、それでまずは間違いありませんか。

住民税務課長 ちょっと仕様について、今、資料を持ち合わせていないのでお答えできません。すみません。

2番 今回購入した車ですけれども、1,500ワット停電のときにその車から電気を出すことができるというふうな車だと思うんですけれども、これを受ける、例えば建物、避難所側ですけれども、これの受電設備というふうなところはどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

住民税務課長 避難所直接というよりも、避難所の近くに発電機や投光器なんか電源直接、車からつないで使うというふうな想定しております。

2番 それでは、車から建物には直接電気はもらえないというふうな今の認識ですが、それを車から直接建物にももらえるというふうなやり方はできるのかどうか、ちょっと確認して

いれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 建物内の電気とかにつなぐというイメージだと思うんですけども、それについてはちょっと想定していなくて、あくまで仮設的な投光器とか発電機で使うためということで想定していました。

委員長 荒澤委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許可します。

2番 ありがとうございます。

今後の課題というところでいいと思うんですけども、避難所、全ての電気を明るくすることはまず無理だと思いますので、避難所の例えば一室の上の蛍光灯を、その車から賄えるというふうなやり方ができるのかどうか、ちょっと課題としてぜひお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 答弁は要りますか。（「いいです」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより、10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

3番 10の4の3、文化財保護事業の中で文化財保護費ということで舟形町の歴史民俗資料館の管理運営とあります。

この資料館の入場券の管理というのは、どのような形で管理されているのかお聞きします。

教育課長 ただいまの歴史民俗資料館の入場券の管理についてお答えします。

入場券については、4月から館始まりますけれども、その際、管理員の方にチケットのほうをお渡しして、現場で入館される方に、お金と引換えに券を発行していただいて、月締めで今度、入場券とお金を1回事務室に持ってきていただいて、精査して、料金については歳入している状態です。

以上です。

3番 その券の番号、1番からあると思うんですけども、その番号は管理している人が番号振ってやるのか、それとも、委員会のほうで通し番号を振ったやつを資料館のほうにやるのか、どのような形でやっていますか。

教育課長 チケットの番号の振り方ですけども、ちょっと今確認できる資料ございませんけれども、委員会で振っているわけではありませんので、振られている番号だと思われます。ちょっと今手元に資料なくて申し訳ございません。

以上です。

3番 やはりチケットもお金なので、ある程度お任せするのもいいんですけども、やっぱり委員会で通し番号を振ったやつをやって、それに基づいて管理するのが、私は適正だと思うんです。そこら辺、課長のほうでこれから確認をすると思うんですけども、やり方としては、やっぱり向こうのほうで、自分で番号振って、お金ともらうんでなくて、そこら辺は通し番号したやつをやって、あと残ったやつと最終的にやっぱりそういうふうな管理をしていかないとなかなか難しい、難しいというか、そういった管理をしていただきたいなというふうに思うところがあります。

教育課長 今、議員からお話あったように、適正な管理を図っていきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 149ページの小学校管理費のところです。

右側の備考欄の(5)の事業費の中の⑤の光熱水費が、令和2年度と比較しまして135万8,000円対、令和2年と比べますと117%伸びています、伸びていますというか、多くかかっています。

これは水、あるいは電気も含んだ金額だと思うんですけども、この大きく跳ね上がった要因は、まずは何なのか教えてください。

教育課長 ただいまご質問のあった小学校管理費の光熱水費になりますけれども、主なものとしては、電気料になってございます。

電気代について多く使った部分もございますけれども、小学校にエアコンを導入いたしました。体育館にエアコンを導入しました。そちらのほうの部分と、あとは基本的な値上がりの部分というふうに把握しているところです。

以上です。

2番 私もやっぱり電気料金の値上がりの影響かなと思って見ているんですけども、後のページで出てきます中学校のほうですけども、それも同じ光熱水費は、令和2年度が492万9,000円、令和3年度が499万6,000円ということで、101%ということで、ほぼほぼ同じなんです。

なもんで、何かなと思って質問したんですけども、中学校のほうは変わらないというふうな理由をつかんでいれば教えてください。

教育課長 ただいまご質問のあった小学校の管理費の電気代と中学校の管理費の電気代についてですけども、状況はつかんではないところです。

やはり小学校に導入した体育館のエアコンの部分になるかなというふうに思います。

以上です。

2番 小学校のほうで大きな変化点があるのはエアコンの増設というふうなところだと思います

ので、ぜひその辺、明確に中学校のほうも差異がないところを明確につかんでいただければと思います。

教育課長 令和3年度の支出状況について、再度調べて、把握しておきたいと思います。

以上です。

委員長 その他ありませんか。

5番 それでは、147ページ、10の1の2、備考のほうの日本一の給食食育推進事業でございます。

その中の(2)の賄い材料費341万9,000円。この3年間を見ますと、平成30年が221万円、令和元年が183万円、令和2年が215万円と、前年度より大体130万円ぐらいですか、多くなっております。

これは私は非常にうれしいことだなというふうに思っています。日本一の給食所食育事業であり、名前に負けない食事をぜひ提供していただきたいというふうに思います。1点だけです。

教育課長 ただいまあった、日本一のおいしい給食食育事業の推進事業につきまして、今年度もしっかりとおいしい給食を届けられるように努力していきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

8番 同じページの147ページなんですけれども、伊藤茂未来を拓く基金事業に積立金とあります。

本来ならば基金をもらったとすれば、基金の運用益でいろんな事業をやって、基金がいつまでもずっと残るような形で事業をやっているんですけれども、昨今やっぱり、貯金の利子が安いということで、その運用益だけではやっていけないということで積立金54万円になっていきますけれども、この積立金の目的と、それから今後これをどうしていくのかという考えをお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にあった伊藤茂未来を拓く基金事業でありますけれども、こちらにつきましては、舟形町から出た運輸大臣ということですので素晴らしい方が出ておりますので、その方から当時頂いた特旨として500万円、町から500万円、合わせて1,000万円の基金を積み立てております。

議員からもお話しあったとおり、なかなか運用でということが難しいんですけれども、頂いた気持ち、また未来をつないでいく子供たちのために、こちらは同じように基金を積み立てていき、当初の目的であった図書購入事業等に充てて、そういった気持ちをつないでいきたいというふうに考えています。

今年度につきましても、令和3年度につきましても、図書購入費として使わせていただい

おります。

以上です。

8番 伊藤 茂君の意思を継ぐということで、基金が減ればまた積立てするということで、ずっとこの基金を最後までずっと残して、伊藤 茂君というのをいろんな形で後世に伝えるために、またこのような方向でずっと積み立てながら1,000万円の基金を維持するという考えなのかどうか、お伺いします。

教育課長 ただいま議員からお話しあったとおり、この基金をこれからも積み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

町長 この基金の設置条例を作る際にも申し上げましたが、基金を使い果たしていくとその基金そのものがなくなって、その伊藤 茂さんの名前も消えてしまいます。その基金と、その名前を残すためには、基金に積み立てて、その積み立てた額以上にその基金のほうから本を購入するというふうな一手間を加えることによって、その基金がそのまま継続するというふうなことの大事さがあります。

4校、今、小学校が、一緒になって統合になっているんですが、それぞれの小学校にもいろんな何とか文庫というような形とかあったかと思いますが、せっかく特旨を頂いて引き継いでできているものがあるんですが、その後やはりその本が駄目になったりというふうなことで、せっかく頂いた方の名前も消えてしまうというのは非常に惜しいかなというふうに思いますので、500万円もの特旨を頂いたというふうなことで、未来を拓くというふうなことが伊藤 茂さんの色紙にも書かれておまして、中学校のほうにもしっかりとその色紙があるような状況でありますので、しっかりとその意思を引き継いでいけるようにというふうなことで、基金に積み立てて、その基金から取り崩して、小学校・中学校の本を購入するというふうなことで、今後も伊藤 茂さんの名前をしっかりと残していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが158、159、10の4の社会教育費の中で、地区公民館運営費補助金37万5,000円ということで出しておりますけれども、各町内会のほうに補助金として出しているようだけれども、地区公民館の利用状況、コロナ前、私、公民館長をしておったときですと、年間365日のうち、利用回数が150回ぐらい公民館日誌を見るとあったわけですけれども、今現在コロナ禍における各町内会の公民館の利用日数、利用日誌、これ回収していると思いますが、コロナ前と比べてどういうふうな利用状況になっているのか、全体を把握しているようであれば教えていただきたいと思います。

教育課長 ただいまの各地区公民館の利用状況の把握についてというご質問ですけれども、毎年、

今おっしゃられたとおり、公民館日誌を回収しておりまして集計しております。

数的にはちょっと何パーセントという把握はしていないんですけども、半分以下、かなり減っている、令和元年度前から比べるとかなり減っているという状況であります。

以上です。

9番 やはりそういうような状況だろうというふうには予想されるわけですけども、何を言いたいかといいますと、地域づくりの拠点が地区公民館であろうというふうには私は考えておりました。そういった中でも、コロナ禍の中においても、町内会、どっかの町内会で非常に公民館の回数を減らさないで、いろんな活動をやっているというふうな事例等があれば、この辺を公民館長のほうにつなぐというふうなことはやっているのか、これについてお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまご質問あった公民館の利用についてですけども、社会教育委員の会議でも同じような話が、令和3年度ございまして、令和3年度の公民館の館長さんに文書をお渡しするときに、活動している事例等を交えて、コロナ禍でもということもありまして、様々な事例を文書として伝えているところです。

以上です。

9番 ありがとうございます。

あわせまして、町内会長さんのほうにも同じような話をしていただければ、非常に町内会長なり地区公民館長なりが話をしながら、いろいろな利用する回数が増えてくるのかなというふうに思います。

答弁は結構なので、あらゆる機会を利用して、この辺の公民館の利用が増えるような方策をお願いしたいというふうに思います。

委員長 答弁ありますか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

3番 158、159で、159ページの中段頃、(7) 委託料344万5,000円あります。成果本の104ページに、④で委託料その他1,228万9,022円というふうにあります。

この委託料というのは、(7)の委託料なのか、そして、その他とは何を示しているのかお聞きします。

教育課長 ただいま質問にございました、成果表104ページの委託料その他についてですけども、こちらの事業が公民館管理費となつてございますので、成果表で見ると、補助金であったり、工事だったりという部分でございます。これ以外になりますので、例えば需用費の部分であったり、使用料、賃借料、備品購入費、負担金等全て合わせての④の委託料その他になります。

以上です。

3番 みんな足すとこの金額になるんですね。

教育課長 104ページの上のほうに執行額とありますけれども、こちらの執行額が決算書の支出額と合うようにということございます。さらに、その3,500万円の中身に合うように、成果報告書を作るという方針でしたので、こちらに抜き出しているもの以外が、その他のほうに記載されております。数字は合います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

1番 ページのほうは158の10の4の3でありますけれども、備考欄、次のページの161ページの備考欄の3、西ノ前遺跡公園「女神の郷」管理事業でありますけれども、(4)に簡易トイレ等借上料とありますけれども、これちょっと小さいんですけれども1万5,000円ほど上がっているんですけれども、令和2年度よりも上がっているんですけれども、商工費のほうで河川仮設トイレが5台ということであったんですけれども、そのやつとは違うんですか。また違う、ちょっとその辺最初じゃあ。

教育課長 ただいまの仮設トイレの借り上げですけれども、商工費でも確かに西ノ前遺跡付近にということ1台あったと思うんですけれども、こちらとは全く別で、公園の下のほうに設置しているものです。

以上です。

1番 別ということですが、昨年度よりも1万5,000円ほど上がっているわけですが、令和2年度よりも。それは何か運搬料とか設置とか、何か理由があってその誤差が出るのか、何か値上がりしたのか、その点どうなのかお聞かせください。

教育課長 大変申し訳ございません。その詳しい部分については把握していないところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 同じページなんですけれども、西ノ前遺跡の公園、女神の管理事業の中で、実際、あそこに訪れる人が年間何人いたのか、その辺をお伺いします。

教育課長 西ノ前遺跡公園の訪れた方の数ということですが、詳しい数は把握していないところです。ただ、清掃委託している方や民族資料館に来られた方、民族資料館の管理人に聞きますと、資料館に来られた方は、大体、先に寄ってくるか、資料館に来てから寄ってくださるかということで、そちらのほうの数とは大分リンクしてくるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

8番 西ノ前遺跡は、縄文の女神、出土した地域でありまして、そして本来ならばもっともっと大勢のお客さんが来て、また、町でもいろんなイベントをやりながら、常に集客を一人でも

多く集めるような行事を行いながら、大々的に宣伝するべきでありますけれども、あその場合、何千万円の経費かけてやったわけでございます。その中で、本当にあそこをもう少し売り出す方法がないのかどうか。もう少し本腰入れて、大々的に縄文の女神を売り出すというような観点から、縄文の郷の売出しもあっていいのかなと思いますので、その辺のお考えをお伺いします。

教育長 ただいまの質問について、やっぱり文化財の活用というふうなことで国のほうでも平成28年度に文化財保護法が改正されて、文化財の活用というようなことで、今、文化財の見方も変わってきているというような状況です。

また、町のほうでも、最上町と大蔵村と3町村で縄文文化の発信、情報発信推進協議会を設置していろいろと活動しているわけですし、また、町のほうでは、縄文の女神を町で管理できるようなというふうなことで、お帰りのプロジェクトも今実施しています。条例についても、縄文女神の日を設定して、町教育委員会が主になってイベントを開催しておりますけれども、近年、やっぱりコロナ禍の中で大変停滞している部分ありますが、これから縄文の女神を町に持ってくるために、いろいろと検討を今重ねているというふうな状況でございます。

決してこれからのイベント関係についても、コロナ禍、ポストコロナ禍に向けていろいろとみんなの意見を聞きながら展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

2番 167ページの備考欄ですけれども、2の2、農業用施設災害復旧支援事業で、成果表の118、119ページになります。

119ページの中には、パイプハウス5棟、118ページにはパイプハウス2棟というところで、令和3年度はトータルでパイプハウス7棟というふうな認識でよろしいでしょうか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまご指摘のとおり、2棟と5棟で、合わせて7棟の復旧というふうな形になってございます。

2番 これは、トータル7棟ですけれども、ある程度地区にまとまったハウスが壊れたのか、町内全域にわたって壊れて7棟なのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 まとまりというのはあまりなくて、それぞれ町内全域で7棟となっております。

2番 ちなみに、7棟全てではなくてもいいんですけれども、そのハウスで栽培している品目、

代表的なものを二、三、教えていただきたいと思います。

農業振興課長 いずれにつきましても、水稻育苗用のハウスというふうになってございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

次に、第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 168ページ、公債費の補正予算額についてお聞きします。

マイナスの135万2,000円ということで、この減額の理由について質問いたします。

総務課財政主査 2目の利子のほうで199万4,000円を減額しております。こちら、一時借入金の利子として予算を計上してございましたけれども、一時借入金が少ないので、減額の計上とさせていただいたところです。

以上です。

7番 短くて済んだからマイナスになったということですが、決算資料を見ますと、一般会計だとまず55億円強の地方債残高があるわけです。

9月の末頃になりますと、山形県内各市町村の財政状況、実質公債費比率なんかも含めて出てくるんですけども、それを見ながら質問できないのがちょっと残念なんですけど、実質公債費比率が、舟形町は高い。山形県内でも高い位置に推移していると、こういう状況は今年も変わらないのではないかなというふうに思います。

そこで、この公債費一般会計の中で55億円あって、公債費がまず4億4,800万円ほど返す中で、こういったマイナスがもし出るのであれば、少し増額してでも早く返せる公債費、こういったものを見つけて、早く返しておける公債費というのはないのかなというふうにいつも思います。何年か前は早く返した事例があったんですけども、そういうふうにして実質公債費比率をちょっと下げるような努力をしないといけないのではないかなというふうに思います。

ということで、この公債費、4億4,800万円の中に早めに返せるような契約の債権というんですか、そういうものがないのか質問いたします。

総務課財政主査 起債、借りる際に借入年限というか、償還する年限は決めて借入れしております。

そのほかに繰上償還といって、その年限を待たずに償還することも可能なんですけれども、それをしてしまうと例えば過疎債等で交付税の還元を受けているものが還元を受けられなくなってしまうことがありますので、現在のところは、当初の予定で借りた年限についてその

とおりに返済していくということで考えております。

以上です。

7番 交付税算入に影響があるということなら、そのバランスですよ。いや、入ってくるものと、出ていくものというか、借金で出ていくもののバランスを考えていただきたいなあと、今後、考えていただきたいなというふうに思います。

それで、この資料を見ますと、舟形町の農集排とか公共下水道の借金全部合わせると74億9,000万円あるというふうになっているんですけども、決算書の一番最後に、町の財産に関する調書というふうなものが載っているんですけども、ここに債権も本来は載せるべきじゃないのかなというふうに私ずっと思っているんです。

地方自治法上の財産の分類というふうなものを見ますと、地方自治法上の財産の分類法237の1なのかな、237なんですけれども、その中に財産というのが、公有財産、物品、債権、基金というふうにあるんです。

ですので、この地方自治法の財産の分類という、分類されている中で舟形町が公表している、我々に提出している中では公有財産、物品、基金、3つあるんですけども、1つ債権というのが抜けているなというふうに思います。

この債権をどういうふうに見るかという解釈もあるでしょうから、そこはちょっと検討して、私いつも舟形町の全体の借金が、ここでしかこういふふうにとまって出てこない。これを見ないと分からないというところに、ちょっと疑問があったものですから、そういう債権も財産の一部になるというふうなことでありますから、ぜひこういった決算資料に載せるべき案件なのではないかなと、こういふふうに思いますので、今すぐには言いませんけれども、検討してぜひ出していただきたいなと、こういふふうに思います。

総務課財政主査 決算書の一番最後のほうにある財産に関する調書で、債権がないということでしたけれども、300ページの(3)の有価証券等と、あと(4)に対するものはこちらが債権ということで、債権については、人に貸しているものであったり、こう返ってくるようなものについて債権ということで、起債のほうは債権ではなくて債務ということで、人に逆に返さなければならないということで、財産の調書に載せるものではないかなというところなんです。

全体の借金の額のほうについては、当初予算書のほうにも見込み等は掲載されているかなというところで、こちらの起債については債権ではないので、こちらの決算書にはちょっと載らないかなというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 佐藤委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許可します。

7番 そうかなというふうに思いましたけれども、先ほど言った解釈等々ありますけれどもと私

言いましたけれども、やはり年度末の現在高によるこの借金総額というのをぱっと見やすいものにしてほしいなど、こういう意味でこう言ったのでありまして、解釈のしようでそういったものがこういう決算書に出せるのであればぜひ出していただきたいなど、こういうことであります。

委員長 答弁は要りますか。

総務課財政主査 決算書そのものには、債権はちょっと載せられたら、当初予算書のほうに地方債の現在高ということで、前々年度の現在高と当該年度の現在高見込額というところで、こちらで種類ごとに総務債なり災害復旧債なり、種類ごとに載せて一覧で見れるものは一応記載はされております。

あとは、決算書を補足する資料として決算資料というふうなものはございますので、そちらのほうで借金のほうは記載させていただいているところでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費について質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第2号 令和3度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 それでは、歳入の321、224ページ、国庫補助金の調整交付金について質問いたします。

介護給付費調整交付金6,168万7,000円。去年度、令和2年度の決算は3,664万7,000円。倍とは言いませんが、倍に近い金額の調整交付金が入ってきております。この理由について質問いたします。

健康福祉課長 調整交付金の額ですけれども、今年度、前年度に比べまして、介護サービスの給付費のほうも伸びております。それに合わせて、介護給付費の調整交付金のほうも増額で歳入されているということになっております。

以上です。

7番 つまり介護を受けるべき人が、去年度よりも2倍近くになったと、こういうふうなもので国からの交付金も多くなったという解釈でいいんですか、その答弁だと。介護を受けるべき人が多くなったので、国からの調整交付金が多くなったというふうに聞きましたけれども。

ただ、要するにそんなに舟形町で介護を受けるべき人が増えたのかなという気もするものですから、そこら辺、本当にそうなのかどうか、もう一度質問いたします。

健康福祉課長 介護を受ける人が、必要になった人が増えているということではなくて、かかっている費用、こちらのほうが上がったために調整交付金のほうも増額で来ているということになります。

以上です。

7番 それにしても、去年の三千六百万何がしから6,100万円とは随分上がったもんだなというふうに思います、決算で。

もう少し明確に答えていただきたかったですけれども、その下の総合事業調整交付金130万円ほど、去年は98万円ほどあるんですけれども、上でこれだけの金額を頂いて、さらに総合事業調整交付金、これちょっと趣旨も含めて、この138万7,000円という総合事業、上の介

護給付金、ここで賄えなかった部分の総合事業調整交付金だと思うんですけども、その違いについて説明していただきたいというふうに思います。

健康福祉課長 介護給付費の調整交付金につきましては、医療の給付費に対して来る調整交付金で、法定割合によって来ることになります。

下の総合事業調整交付金というのは、医療費のほうではなくて、事業費のほうに対して来る交付金でありますので、こちらリンクしているということではなくて、事業によってこちらの交付金が算定されて来るというものになっております。

委員長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 ページが250ページの諸収入、雑収入ですけども、コンポスト売払収入5万5,000円とありますけれども、何袋ほど売ったのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 コンポストの売払い袋数なんですけれども、1袋200円で275袋販売しております。以上です。

9番 ありがとうございます。

成果表のほうを見ますと、コンポスト維持管理業務委託242万円、あとコンポストの袋、印刷製本費ということで42万9,000円ほど出ておりますが、今後のことなんですけれども、非常に肥料が高騰しております。高騰していれば、おのずと安い肥料に向かっていくのかなというふうに考えております。

そういった中で、堆肥の袋入りとか、あと鶏ふんペレットとか非常に需要が高まってきているようでありますが、このコンポスト肥料については、引き合い等について何か変わったところはないのでしょうか。

地域整備課長 コンポスト肥料の引き合いについては、特に変わった点はありませんですけど

も、昨年度、企業さんから、何ていうのか、水環境の研究開発している会社さんから試験用として注文がありまして、今年度、売り払ったところでございます。珍しいところとしてはそれぐらいです。あとは通常どおりという形になっております。

以上です。

9番 やはり農業していく上で肥料等が高騰してくれば、おのずと安い肥料にいくのかなというような、人の考え方というか、そういうのは感じるわけです。

そういったところで、町内のお知らせ版等でこういうふうなコンポスト肥料を売っていますよと、単価等も載せてPRをしたらどうでしょうかね。提案なんですけれども、考えをお聞かせください。

地域整備課長 PRにつきましては、お知らせ版で毎年1回、春に単価と、あと10キロ1袋200円と、あと成分表示などをしまして、お知らせ版でお知らせしているところであるんですけども、さらにホームページとほかの媒体も使うような形で検討してみたいと思います。

ただ、集落排水処理場の汚泥を使うものですから、数に限りがあるというか、汚泥の出た分だけの製造という形になりますので、需要が多くなって対応できるかどうかという、またこれからの話になってくるかと思えます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第6号 令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 それでは、大きい項目の264ページですけれども、事業費全体についてお伺いします。

監査委員の報告にもありましたけれども、何年か後には企業会計になるということで、こういった予算、職員とか給与とかいっぱい載っていますけれども、それに向けた研修会なり事業なりこういった中でやっているのかどうか、質問いたします。

地域整備課長 公営企業会計に向けた取組ということでは、まず、会計のほうで資産、負債等を整理しているところがございます。

会計に対する研修会等々につきましては、県で主催するもの、あと下水道協会等々で主催するものありまして、年に1回程度出席しているような状況でございます。

以上です。

7番 ちょっと私、何年後からスタートするのか、何年度からというのがちょっと私、忘れてしまったんですけども、その年度分かれば教えてほしいんですが、会計のほうに今、来ましたから、試算というか、集計等を今やっただいていてというような答弁ですけども、その進み具合、何年度に向けた進み具合、あるんですたら、あるいは予算を使っているんですたら、そこら辺の答弁をお願いします。

地域整備課長 公営企業会計の開始時期につきましては、令和6年度ということで決めております。

今年度で、先ほど申し上げたとおり、資産、負債関係、貸借対照表の肝となる数字なんですけれども、そこら辺について、それらについて取りまとめしております。

来年度につきましては、会計のシステム関係、あと例規関係についての整理などをやりまして、令和6年の公営企業会計に向けて取り組んでいるところでございます。

7番 答弁を聞くと、順調に進めているようですので、混乱しないような形で集計ができるように、スタートできるようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 答弁はいいですか。

地域整備課長 スタート時に混乱のないようにしっかり整理して進めていきたいとします。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

委員長 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 276ページの給水収益について、(2)に当たるかな。この収益について質問いたします。ちょっとどっちに当たるか分かりません。

ほとんどの家庭が町が引いた上水を使っているというふうに思うんですけども、井戸水を使って、公共下水等とかに流されている方も多少はいるんじゃないかなというふうに私、記憶しております。

ちょっとここで何年前にたしか聞いたような気がするんですけども、ここでもう一度、そういった方、井戸水を引いて公共下水に流されている方は、やはりここら辺のその他の営業収益あたりで頂かないといけないのかなというふうに思うものですから、そこら辺のところ。

いるのかどうかちょっと、今現在いるのか分かんないですけども、どういう取扱いになっているのか質問いたします。

地域整備課長 井戸水の下水道等への流入の料金についてですけども、それにつきましては、下水道料金のほうで受けております。

毎年調査をしております、1人当たり3立米を加算するような形で徴収しております。
以上です。

7番 把握しているその人数、何人いるのか質問いたします。

地域整備課長 現在手持ち資料を持ち合わせておりませんので、後日、改めて後でお知らせしたいと思います。

7番 頂いていないなら問題かなと思いましたが、きちんと調べて頂いているということなので、まずはそれでいいんですけども、今、調査していると言いましたけれども、どういった形で調査をして頂くことになっているのか。

資料は資料として、後で出してください。その調査方法について質問いたします。

地域整備課長 井戸水を使っているご家庭については、戸数把握しておりますので、その人数の移動の確認ということで、まずは住民基本台帳等々を参考にしながら、人数を確認した上で、各ご家庭に間違いはないかどうかをチェックするような形で、料金を計算しております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 ちょっと認識不足で申し訳ないんですけども、1つお伺いします。

272ページですけども、資本的収入及び支出の中で、早くいえば4,400万円ほどの欠損というか、赤字になっているわけですけども、一番下のほうにその分を過年度分損益勘定留保資金で補填したというふうにあるんですけども、過年度分の損益勘定留保資金というのはどこから出てくるのでしょうか。

地域整備課長 過年度損益勘定留保分資金というのは、現金の伴わない支出、いわゆる減価償却費になるんですけども、それで調整しているような形になります。

以上です。

10番 一方的な解釈になりますけれども、固定資産の減価償却、その中から欠損分は毎年減っていくと、そういうふうな考え方でいいのでしょうか。

事業損益の計算書でいきますと、下のほうで当年の純損益ということで625万5,000円。これが、ずっと前年度の繰越剰余金にプラスして、その分ずっと剰余金マイナスになるわけですけども、プラスが増えていくと、こういうふうなことで考えていけば、今言った減価償却費がなくなれば完全な赤字というか、補填もできなくなると、そういうふうな考えでよろし

いですか。

地域整備課長 建設改良費につきましては、基本的には起債で充当することになりますので、収支としましては、企業債と建設改良費が対応しておりまして、企業債償還金について、他会計繰入金の大体2倍ぐらい、企業債償還金に対して、他会計繰入金が半分ぐらい入っているという形になりまして、これについて、留保資金4,400万円を充てたというようなイメージになりますので、償還金が減っていけば、起債、企業債の償還金が毎年減っていきますので、過年度分損益勘定留保資金というので補填する額もだんだん少なくなってくるのではないかなというふうに考えております。

企業債償還金につきましては、令和5年度にピークを迎えるようなことになります。そこからはどんどん減っていきますので、企業債の償還分が減っていきますと、その分で赤字はだんだん、そのほかに支出がなければ、例えば建設改良とか修繕で支出が現状ベースで進んでいけば赤字は減っていくものと考えております。

以上です。

10番 どうも難しいんですけれども、でも、一般的な営業収益は赤字ですよ。毎年600万円ほどの赤字になっています。

これは今言ったような一般会計の繰入れなり、そういった企業債の償還が減ってもその赤字というのは変わらない、なくなるといふふうに思うわけです。

そういきますと、いつまでたってもやっぱり一般会計からの繰入れというのはなくなるといふのかなと。果たしてそれが健全な企業会計と言えるのかなというふうに思うわけです。

それはいいんですけれども、今後、そういう説明というか、なるときに、たしか監査意見にもあったと思うんですけれども、やっぱりただ数字を羅列するのではなくて、こういうふうな内容でこの事業や工事費や委託費はないんですと。その結果とか、少し分かりやすいような表現を、ぜひできるのであれば考えていただきたいなというふうに思うんです。特にさっきから公共下水道等も今後、企業会計になるというふうな話ですけれども、だんだん難しくなるのかなというふうに思うものですから、ぜひこの表記について考えていただきたいなというふうに思います。

地域整備課長 表記につきましては、決算の資料につきましては、標準的な表示方法を取っているとところなんですけれども、資料等をつけて分かりやすいような形で示せるよう、今後内容を検討して、来年度決算に向けて検討したいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。
お諮りいたします。

一般会計並びに5特別会計、1企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、
原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、認定第1号、令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、
認定第2号、令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、
認定第3号、令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
認定第4号、令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認
定第5号、令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定
第6号、令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7
号、令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について原案のとおり認定すべきものと決定
いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思えます。ご異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしま
した。

以上をもちまして、一般会計並びに5特別会計、1企業会計決算並びに財産に関する調書の
審査を全て終了いたします。

3日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたし
ました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和3年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時30分 閉会